

土木文化環境委員会記録
＜第2号＞

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月2日（金曜日）

沖縄県議会

土木文化環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年7月2日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時54分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 平成22年第1回議会乙第22号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 2 乙第17号議案 違約金存否確認等請求調停事件等の調停について
- 3 陳情平成20年第64号の2、同第68号、同第72号、同第115号、同第133号、同第136号、同第137号の2、同第138号、同第149号、同第152号、同第160号、同第162号、同第183号、同第185号、同第187号、同第192号の2、同第201号の2、同第202号の2、陳情平成21年第18号、同第24号、同第33号、同第35号から同第37号まで、同第63号、同第74号の4、同第76号、同第90号、同第107号、同第109号、同第118号、同第119号、同第131号、同第134号、同第135号、同第140号、同第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、同第172号、同第174号の3、同第181号、同第188号、同第190号、同第191号の3、同第194号の2、陳情第3号、第42号、第48号の2、第68号から第70号まで、第85号、第91号から第93号まで、第102号、第105号、第126号及び第127号
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員	長	當	山	眞	市	君
副委員	長	照	屋	大	河	君
委員		新	垣	良	俊	君
委員		嶺	井		光	君
委員		池	間		淳	君
委員		新	垣	哲	司	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		嘉	陽	宗	儀	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		平	良	昭	一	君
委員		新	垣	安	弘	君
委員		吉	田	勝	廣	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化環境部長	下地	寛	君
文化生活統括監	真栄城	香代子	さん
文化振興課長	新垣	盛勝	君
平和・男女共同参画課長	金良	多恵子	さん
環境整備課長	下地	岳芳	君
自然保護課長	久田	友弘	君
土木建築部長	仲田	文昭	君
建築都市統括監	新里	榮治	君
土木企画課長	喜瀬	普一郎	君
用地課長	新屋	勉	君
道路街路課長	金城	淳	君
道路管理課長	儀間	朝範	君

河	川	課	長	濱	元	盛	充	君
港	湾	課	長	神	田		豪	君
空	港	課	長	伊	佐	実	春	君
都市計画・モノ	レール	課長		茂	上	圭	弘	君
住	宅	課	長	渡	久	山	盛	清
企	業	局	長	宮	城	嗣	三	君
警察本部	交通	指導	課長	吉	永	安	彦	君

○**當山真市委員長** ただいまから、土木文化環境委員会を開会いたします。

平成22年第1回議会乙第22号議案、乙第17号議案の2件、陳情平成20年第64号の2外61件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、平成22年第1回議会乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査を行います。

なお、本議案につきましては、2月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** お手元の冊子、平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の抜粋の2枚目をお開きください。

平成22年2月定例会で継続審査となりました乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について、再度御説明申し上げます。

本議案は、都市公園の占用の許可に係る使用料について適正化を図るとともに、沖縄県総合運動公園補助競技場を共用利用するための利用料金の基準額を定めるものでありますが、2月定例会におきまして、土木委員から利用料金を設定する説明が不十分であるなどの指摘を受け継続審査となったものであります。

県としては、これまでの指摘に対する検討を行い、対応方針をまとめましたので、担当課長から詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

○茂上圭弘都市計画・モノレール課長 平成22年第1回沖縄県議会で継続審査となりました平成22年第1回議会乙第22号議案につきまして、検討結果と方針について、配付した土木文化環境委員会説明資料を用いまして説明したいと思っております。

資料の1ページから7ページまでは条例改正の内容で、2月定例会で説明したものでありまして修正がありません。それで説明は割愛させていただきます。

8ページから11ページまでに、2月定例会後の検討結果と方針をまとめております。では、土木文化環境委員会説明資料の8ページをごらんください。

土木文化環境委員会説明資料の8ページの番号2に、平成22年3月17日の土木委員会においての3点の指摘事項とその検討結果を整理してございます。まず1点目は、補助競技場の共用利用料金を新設する説明が不十分との指摘でございます。利用料金を新設する理由としては、①として、全県的な競技会の開催が多いことから、よりよい状態で保守・管理する必要があること、②として、一定の利用制限を行うことにより、利用者の安全確保を図る必要があること、③として、補助競技場と本競技場の負担の均衡を図るため、補助競技場利用者に応分の負担を求める必要があること、以上の3点から料金設定をするものであります。

2点目は、費用対効果の考え方について整理することとの指摘であります。補助競技場における年間収入と修繕費とを考慮した費用対効果は小さいのですが、①として、料金設定で一定の利用制限を行うことにより、専門競技者と一般利用競技者が混在することの危険性から、利用者の安全を確保すること、②として、良好な状態を維持するため、一定の利用制限を加えることにより、将来の修繕費用の低減を図ること、③として、チケット売り場については、補助競技場と陸上競技場本体の係員が徴収を兼任し、徴収係員が巡回・監視することとしており、追加のコストはかからない対応をすることとしております。

次に3点目は、幼児から料金徴収することについて疑問があるとの指摘であります。当初、沖縄県総合運動公園内の他の有料施設と同様に設定してございましたが、検討した結果、実態としてこれまでも料金を徴収しておりませんので、無料としても問題はないと考えております。

9ページをごらんください。

上段の番号3に、平成22年5月12日の土木文化環境委員会の視察調査での質問事項を記述しております。その中で、特に2の代替施設についてですが、下段の補足説明の2に記述してありますように、県としては、視察調査後に再度現地調査を行い、これまで補助競技場を無料で利用していた方への代替施設を検討しました。その結果、補助競技場を周回する園路にジョギング用の弾性舗

装路を今年度の完成を目指して整備し、公園利用者のサービス向上にこたえていきたいと考えております。その内容についてですが、10ページをごらんください。代替施設として、補助競技場を周回する約1.5キロメートルについて弾性舗装路を考えており、その構造は11ページの上段の舗装構成のように、一般市民ランナー向けとして、より足腰への負担が少ないものを考えております。なお、周回ルートと舗装構成については、これから委託を発注し、その中で詳細に検討することとしており、変更もあり得ます。

また戻りまして、9ページをごらんください。

県としては、土木委員会での審査と視察調査での指摘を踏まえて、番号4で今後の方針を整理してございます。

1として、補助競技場の共用料金については、競技する上で施設のよりよい状態を確保する上での保守・管理や利用者の安全確保などの面から、有料化したいと考えております。

2として、幼児の取り扱いについては、修正して無料としても問題はないと考えております。

3として、施行日の修正についてですが、1点目に、補助競技場利用料金の施行日については、原案では平成22年7月1日と提案しておりますが、引き続き周知期間を3カ月考慮して、平成22年10月1日に修正することが考えられます。2点目に、電柱などの占用に係る使用料の施行日については、原案では平成22年4月1日としておりましたが、年度の途中での施行に修正した場合、年度始めに1年間分納付済みのものと不均衡が生じてしまうことから、平成23年4月1日に修正することが考えられます。

以上で、沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、平成22年第1回議会乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 土木文化環境委員会説明資料の8ページの費用対効果の考え方の中で、専門競技者と一般利用者が混在することの危険性から云々というものがありますけれど、従来はこれはどうでしたか。

○茂上圭弘都市計画・モノレール課長 補助競技場につきましては、これまで無料でした。それで、トラック自体は土でありました。それで、専門競技者が補助競技場において利用する頻度は少なかったというのがこれまでの現状です。それで、一般利用者と専門競技者の混在する危険度はそれほどなかったということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 時々向こうで砲丸を投げたり、やり投げをしたりする人たちもいることはいたけれど、しかし、それはみんなわきまえていて、学校の運動場でもそういうものはありますけれど、とりわけ全部禁止しなければ危険は防止できないというような状況ではないと私は判断していたのですが、皆さん方の判断ではそういうことでは危ないからということなんでしょう。危ないというその状況だけでも、お互いが自覚して制限し合うだけで、十分危険性というものは防止できるのではないですか。

○茂上圭弘都市計画・モノレール課長 まず今回、補助競技場は本競技場と同じように、ウレタン舗装一同一のものにしております。それで、補助競技場を今後利用する方に専門競技者がふえるということが考えられます。そういうことを踏まえまして、危険性がこれまでよりはふえるであろうということを考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、説明資料を全部読んでいたら、結論から言えばできるだけ使わせたくないなど、利用制限するというのが非常に明確になっていますから、もうこれ以上聞くことはありません。大いに利用しましょうということをつくってあるのに、できるだけ利用させないでおきましょうという答弁になっている。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員 今、質疑があったところは、これはウレタンー会社によっては僕らはタータンという人もいるけれども、ウレタンという会社がこの製品をつくっているということだろうね、ウレタンというものは。全天候型ということで理解するのですが、この施設でウォーキングしたほうがひざにも非常に負担がかからなくていいということもあって、嘉陽委員もずっと向こうで運動、ウ

オーキングをやっていたということで、締め出しは困るのではないかということなのですが、今度出てきたものは、幼児に対しては無料にしていくということもありますし、それからウオーキングコースで3キロメートルから5キロメートルのコースがあるということで、ここでタータンなりウレタンなりを敷いて、きちっとウオーキングする者にも健康にいい、ひざに負担がかからないようなウオーキング、健康法をさせてもらいたいということで、現場でもお願いしたのですがどうなっていますか。

○茂上圭弘都市計画・モノレール課長 土木文化環境委員会説明資料の10ページのほうで先ほど説明したのですがけれども、補助競技場を利用して一般の方々に向けて、さらに公園利用者の方々、ジョギングをするの方々に向けての利用向上ということを踏まえて、園路に弾性舗装のコースを考えております。今、10ページのほうでは、補助競技場を含む約1.5キロメートルの周回路として、今年度中の整備を目指していきたいと、早目にやって一般利用者への供用を図っていきたいと考えております。

○池間淳委員 選手にはきちっとした施設をつくるけれども、一般の方にはそうでないということがないように、不平等がないようにということで、これは今年度中と言わずに—もう向こうはできているのですよね、サブグラウンドはできていますから、これに余りおくれのないように、できたら9月議会あたりで予算を組めればいいなと思うけれども、土木建築部長どうですか。もう向こうはできているわけですから、一般の方との差をなくすようにやってもらいたい。

○仲田文昭土木建築部長 既決の予算の中で、現在、予算化されている中で整備する予定ですので、改めて補正予算とかそういう必要はないということでございます。

○池間淳委員 もう予算はあるわけですから、早速工事に取りかかって、できたら10月、ことしじゅうには—今年度中ということではなくて、できたら10月あたりまでには1.5キロメートルのコースの完成ということにさせていただきたいけれど、どうですか。

○茂上圭弘都市計画・モノレール課長 我々としても、早目に整備したいところなのですが、まず委託をいたしまして、土木文化環境委員会説明資料の11ページのほうに弾性舗装の案を書いておりますが、その辺は、今後の維持

管理も含めて、舗装構成の断面検討とか、あるいは1.5キロメートルの周回道路を今提示しているわけなのですけれども、その調査—例えば埋設物などがなかいかどうか、いろいろな調査などの委託をやって、その後に整備と考えております。それで今年度中、来年3月までにはぜひとも完成させたいと考えているところです。

○池間淳委員 今年度中ではなくて、選手には既にやっているわけですから、それも不満の1つなんです。一般には使わせないで、何で選手にだけ使わせるのかということもあるわけだから、金を出せばできるよと言いたいかもしいけれども、せつかくウオーキングコースがあるわけだから、今年度中と言ったら、今年度にしか皆さんは努力しないのだよ。やはり実現できるようにきちっと土木建築部長、これはもう土木建築部長の判断ですから、ひとつ、ことしじゅうにはよろしく願います。

○仲田文昭土木建築部長 池間委員のおっしゃるとおり、なるだけ早目に私どもも調査とか委託を短縮できるか検討しながら、早目の供用ができるように進めていきたいと思えます。

○池間淳委員 ぜひ、ことしいっぱいにはつくれるように要望いたします。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成22年第1回議会乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案違約金存否確認等請求調停事件等の調停について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 お手元の冊子、平成22年第2回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の1ページをお開きください。

乙第17号議案違約金存否確認等請求調停事件等の調停について御説明申し上げます。

本議案は、独占禁止法違反事案に係る県の損害賠償請求に対して申し立てのあった係争中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

調停案の詳しい内容につきましては、担当課長のほうから詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

○喜瀬普一郎土木企画課長 議案の概要の説明をいたします。お手元の配付資料でございますけれども、土木文化環境委員会説明資料乙第17号議案というのが配られていると思っておりますけれども、それを御参照ください。

1 ページのほうから御説明申し上げます。

まず件名でございますけれども、違約金存否確認等請求調停事件等の調停についてでございます。2つ目に、議案提出の必要性ですが、次の4事件について調停を成立させるために、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要としております。議案が4件でございますけれども、現在、この4件の議案につきましては、平成22年6月21日の調停委員会で併合されて、調停案がその日に提示されてございます。まず1つ目の、①違約金存否確認等請求調停事件でございますが、これは平成20年8月22日に、特Aの企業、当初94社が申し立ててございます。その後、翌年の平成21年7月16日に、②損害賠償債務不存在確認等請求調停事件というものが出されております。これはA調停一特A企業と協同企業体を組んだ子供の企業が10社参加しまして、申し立てております。次に、③でございますけれども、違約金存否確認等請求調停事件、これは特A企業の調停で、今回平成22年6月17日に新たに参加して加わった特A企業のグループ12社でございます。これが3番目の事件として別途扱いされてございます。同様に4番目に、A調停10社が今回新たに参加してございます。これが第4事件として整理されてございます。冒頭に申し上げましたように、この4つの事件が1つの併合審理としてまとめられて、調停案が今回提出されている状況でございます。

次に、議案の概要でございますけれども、事実関係を読み上げて説明いたします。(1) 特A調停は、平成18年3月29日に公正取引委員会によって独占禁止法第48条(排除措置命令)及び第48条の2(課徴金)の規定による処分を受けた県発注工事受注業者に、県が談合行為により受けた損害賠償の請求を行ったことに対し、特A企業が債権債務関係に疑義を呈し、民事調停を行っていたものでございます。(2) A調停は、談合認定処分を受けた県発注工事受注業者が共同企業体であった場合に、県が談合行為により受けた損害賠償の請求を共同企業体の代表業者に対して行うとともに、共同企業体の他の構成員へ連帯

債務の請求を行ったことに対し、構成員であるA企業が債権債務関係に疑義を呈し、民事調停を行っていたものでございます。これが、上記4つの事件の概要と事実関係でございます。

次に、今回の調停案の概要について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

(3) 特A調停及びA調停について、次の事項を内容とする調停案が提示されております。①特A調停申立人らは、県に対し、談合認定処分を受けた請負工事（以下、「認定工事」という。）について、賠償金として、当該請負工事の契約金額の5%に相当する金額の支払義務（以下「本件支払義務」という。）があることを確認する。②県は特A調停申立人らに対し、本件支払義務に基づく債権以外の請求を放棄する。③認定工事が、特A調停申立人らが構成員となった共同企業体の工事である場合、申立人らは県に対し、賠償金のうち、各共同企業体の構成員の出資割合に相当する金額を負担する。④特A調停申立人らは県に対し、本調停成立日から平成27年3月31日までに一括あるいは分割して、本件支払義務を履行する。⑤県は、A調停申立人らに対する損害賠償あるいは違約金の債権を放棄する。以上が、今回の調停案の概要でございます。

3ページ以下は、参考資料として法令の条文等を添付してございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**当山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** これはかなり前から議論はされているのですが、県の公共工事において談合があってはならないということで、私はずっと一貫して指摘をして質疑をしてきましたけれども、全く談合はありませんと言っていたが、こういう実態になっていたということで、その結果として出てきた違約金問題ですからね。大事なことは、県民に損害を与えたということを引きと整理しないといけないけれども、再発防止がやはり一今までやったこと云々ということは次にやりますけれど、再発防止策はきちっと確立されているかどうか、ここはやはり明らかにしたほうがいいのではないですか。

○仲田文昭土木建築部長 再発防止についてでございますけれど、我々はこれまで談合の防止のために、いろいろと入札制度の改革等をやってきております。まず1つは、指名業者の事後公表—これまでは事前公表ということでありましたけれども、事後公表をしております。それから、指名業者数をふやしてきたこと、それから電子入札制度の全面的導入、あるいはまた総合評価方式の拡大とか、そういったことの改善といいますか、そういった透明性を確保するために、さまざまな制度の改革をこれまでやってきております。

○嘉陽宗儀委員 特に私どもが問題にしたのは、落札率が何%かということで、かなり前に追求しましたけれど、現在は平均するとどのくらいで落ち着いているのですか。

○仲田文昭土木建築部長 直近でございますけれども、平成21年度現在では91%程度になっております。

○嘉陽宗儀委員 全国市民オンブズマン連絡会議が、談合の疑いありという1つの指標を出していますよね。これは幾らですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 全国市民オンブズマン連絡会議の資料によりますと、95%以上の落札であれば、談合の疑いは濃厚であるというような感じで出ております。

○嘉陽宗儀委員 前は、85%以上の落札率であれば談合のおそれありと。ところが、それが余り徹底し過ぎて、今度は利益率がかなり落ちこんで大変だと言って、全国市民オンブズマン連絡会議のほうでも多少数字を上げているということはあるから、その数字どおりにきちっといかないにしても、やはり少なくとも公正、公平な、そこに不正が起こらないような談合の仕組みは、全国的にも課題になってはいますけれども、県としても引き続きこの再発防止策については、神経を使ってちょっと体制をつくってほしいと思うのですけれど、どうですか。

○仲田文昭土木建築部長 嘉陽委員の御指摘のように、談合はあってはならないことだと私どもも認識しております。そのために、私どもはできること、何ができるかということ—先ほどこれまでの例を挙げましたけれども、今後とも防止する方策はないかということは、常に私どもも頭に置いて、そういったも

のに検討を重ねていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員　そこで従来、請負工事契約金額の10%の賠償金でないとだめだと主張していたものが、今回は賠償金を請負工事契約金額の5%にする裁判の調停案で和解したいということになってはいますけれども、この10%から5%にした要因というのですか、理由は何ですか。皆さん方が10%の賠償金だというものを5%に下げてもいいということでは落ちてきたものは何ですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長　基本的には、この談合に係る調停協議が2カ年間にわたって計21回行われてきたのですけれども、その中で調停委員会が双方の意見を十分に聞いて、今回、合理的な内容であるということで調停案を出してきたのですが、その調停案の5%というものを尊重した結果ということでございます。それと具体的には、落札率—談合があった工事の落札率と全国の工事の落札率、県内の他の工事の落札率等を比較して、数字がおおよそ4%から7%の間にあるということで、調停委員会が示した5%についても、一定の合理性があるだろうということで判断した次第でございます。

○嘉陽宗儀委員　この5%が妥当かどうかということは、企業側の体力も見ないといけないから、一概にこれが妥当とか何とかというものも難しい判断になりますけれども、この場合に一番注意しなければならないのは、やはりあれでしょう。オンブズマンなどから住民返還請求されて、国からの不正はどうなのだとか、こういうもろもろの解決すべき問題はありますよね。これについてオンブズマンから請求されたら、耐えられますか、行政訴訟として訴えられたら。

○仲田文昭土木建築部長　これにつきましては、私どもも調停委員のほうから示されたものは、調停委員のほうも県民が納得できるとか、あるいは双方が折り合うとか、そういったことも踏まえて調停案が出されているわけでございまして、確かに住民の方から批判がないとは言えないかもしれませんが、私どもは国庫補助金の返還につきましては、国土交通省から去年から調停に対する調停案が出た場合の見解といいますか、考え方を確認してございまして、その場合は裁判所等の第三者機関で出されたものは、合理的な判断がなされているものとしんしゃくされるということで、その結果はできるだけ尊重したいという国土交通省の見解がございまして、それで、今回の調停案につきましては、調停委員会のほうからは合理的な判断をされたとおっしゃってございまして、私どももある程度、合理性があると判断しておりますので、国のほうからも同様

の理解が得られるものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 理解が得られると判断するのは、それは土木建築部長の判断だから別にどうということはありませんけれど、国との調整は具体的にはどのくらいやってきているのですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 平成18年に談合の損害賠償金が問題になってから数回やっておりまして、最近この調停が始まりましてからは、二、三回ですね、3回ほど調整しております。

○嘉陽宗儀委員 その中身や結果はどうですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 一番直近の調整の中では、県がこういった形で調停を受け入れようとしていることについては一応理解を示しておりまして、今後、国土交通省の中で検討し、そして最終的には財務省と調整しながら判断したいという回答を得ております。ただ、財務省との調整はまだ続いているようでございます。

○嘉陽宗儀委員 国の結論はまだ出ていないのですか。

○仲田文昭土木建築部長 去年の12月に一繰り返すようにはなりますが、調停案といいますか、調停委員は調停案として出される場合は第三者機関であると、その中で合理的な判断がなされるということであるとしんしゃくされると。そのことから、その結果はできるだけ尊重したいということでございますので、今回の調停案については合理性があるものとして裁判所のほうからも調停委員のほうからも出されておりますので、私どもは国のほうからの了解は基本的には得ているものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 県民負担が生じるのではないかと、前から議論しましたよね。この和解案によってこれはどうなのですか。

○仲田文昭土木建築部長 国からは、私どもの理解が得られまして、減額された分について請求がないということであれば、新たに減額された分についての県民負担はないものと考えています。

○嘉陽宗儀委員 県民負担はないか。

○仲田文昭土木建築部長 はい。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 調停の法的根拠について説明してもらえますか。調停は、ど
ういう法的根拠があるのかという、調停の位置です。

○喜瀬普一郎土木企画課長 先ほどお配りして説明申し上げました乙第17号議
案の土木文化環境委員会説明資料ですね、この中に関係法令の資料が添付され
てございます。その中の3ページの参照条文でございますけれども、上段の左
のほうに民事調停法というものがございます。今回の調停は、この民事調停法
に基づいて出されております。端っこのほうに、調停の成立・効力という項目
がございまして、第16条に規定されております。「調停において当事者間に合
意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記
載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。」ということで、別の法律では和
解というものは、確定判決と同等の効力を有するというような規定がございま
すので、調停の中での和解は、調停が成立したときの合意は、確定判決と同様の
効力を有すると理解してございます。

○吉田勝廣委員 確定判決と同等な効力を持つということですから、そうす
るともう一つは、これに対して、例えば5%の免除というか、本来10%の賠償金
のところを5%の賠償金というものに裁判所という第三者を通して確定判決が
出たと。それに対して、今度は住民から、これはちょっと問題があるのではな
いのと、ちょっと住民からすると不満だねと、不満だから訴訟が起こるわけ
ですよね。そうすると、確定判決があるといえども、新たな住民訴訟が起きた場
合、これは住民訴訟ですから、その場でまたいろいろ議論はされるわけですよ
ね。だから、確定判決といえども、新たな訴訟を起こせばまた始まるわけです
よ、要するに裁判が。これは住民訴訟ですから、県に大体出てくるわけだよ、
国と県にね。そのときに、皆さんは受けて立つというか、受けて立たざるを得
ないのでしょうか、やはりこの議案が通ると。そのときの判断ですよ。5%の
賠償金について、これが正当であったか、正当でなかったか、調停案がよかつ
たか、よくなかったかということで議論されるわけです。きのうも本会議でい

ろいろな意見が出ましたので、それに対して県は、それなりの準備というか、それなりの姿勢というか、それなりの物の考え方というか、最初県も10%の賠償金を主張していたわけだから、工事請負契約書に記載されている違約金条項等に従って取ろうということをやったわけだから。その辺の過程のところはきちっとしておかないと、この住民訴訟に耐えるか耐えられないかということが出てくるものだから、その辺の決意はどうなのでしょう。

○喜瀬普一郎土木企画課長 実際、この確定判決があったとしても、地方自治法には住民訴訟の制度がございますので、県の財産に損害を与えたということが主張されてくる可能性は十分ございます。しかしながら、きのう知事も答弁いたしましたように、現在、建設業が置かれてる苦しい経営環境、その中で今の違約金が請求された場合には、非常に厳しい状況になるだろうということ、それを裁判の中で説明していき、それから2カ年間にわたる調停の結果、その案が出ていますということをお願いしたい。そして、これまで過去3度にわたって沖縄県議会の決議があったということを書いて、住民の理解を得ていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 2点目は国との交渉ですよね。今、嘉陽委員からもあったように、国はそれを認めるか認めないかと。皆さんもいろいろ言っているのだけれど、確定判決であつたら国は認めるのではないかと、裁判所がそれを決定して、国が今度これに対してどう文句を言うかだね。例えば、国が今は被告ではないわけだから、国はこのことに関しては、ちょっと沖縄県はおかしいのではないかと、なぜそんな調停を認めたのかと言う権利はあるわけだよな、向こうは取り分があるわけだから、国庫補助金のね。そういうときに国は、確定判決を第三者がやったので、ある程度—ある程度というのは99%ぐらいはしんしゃくだからそれを認めようではないかと。僕はある程度、国はその辺のことは認めるべきではないかと思うのだけれどね。沖縄県の状況だとか、県議会の決議であつたとか、もろもろの状況から判断すると、国も認めざるを得ないのではないかと思っているけれども、その辺はどうなのでしょう。

○仲田文昭土木建築部長 先ほどの嘉陽委員の質疑への答弁と同じ—繰り返すようになりませんが、基本的な考え方というものは、去年12月に国に確認しておりますので、今回の調停案についても、調停委員のほうは合理性を有しているということでありまして、県内の建設業界、経済に与える影響、そうしたもろもろを総合的に勘案して出されている調停案でございますので、国のほ

うも理解するものだと私は理解しております。

○吉田勝廣委員 最後だけれど、2 ページ目の調停案の内容ですね。「本件は談合認定された工事に関する事案であり、第一事件乃至第四事件申立人らにおいても、法律上の責任だけではなく、社会的な責任及び道義上の責任も十分に自覚されなければならないものである。他方、相手方も地方自治体としての性質上、合理的で、公平かつ公正な立場を維持しつつ、自治体住民の視点を忘れて調停を成立させてはならないはずである。このような本件の特質上、本件において賠償金額及びその支払方法を定めるに際しては、単に、当事者の互譲が得られるというだけでなく、それが合理的であり、かつ公平公正なものであること、さらに、自治体住民の批判にも耐えられるものでなければならない。したがって」ということが書かれてあることは、非常にいいことだと思いますよ。いいことなので、これはぜひとも、ここを県民の皆様に理解をしていただいて、こういうことだよということをしっかりと説明をすれば、県民も理解するのではないかと思います。終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 昨年12月に、国土交通省から基本的な考え方が示されたことですが、この方針については、直接面会の上で受け取ったのか、あるいは電話でのやりとりなのか、文書等が存在するのか、その辺はいかがですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 直接の内容につきましては、メールでいただいております。ただ、詳しい内容につきましては、そのメールをいただく以前に、面会で国土交通省のほうと話をしてきた結果、その後の調整の中でこういったメールをいただいた形になっております。

○照屋大河委員 直接面会をしてから回答までに、どれくらいの期間がありましたか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 確かな月日というものは持ち合わせていないのですが、調停が始まってたしか1年、そのあたりだったかと思えます。1年半か1年そこらだったかかと思えます。

○照屋大河委員 そのメールについては、紙にして文書でもらえますか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 一応この文書メールは個人から個人あてという形になっておりますので、一応県議会での答弁という形で以前に承諾を得てやった覚えがあるのですけれども、文書として出すかどうかについては、改めて国土交通省のほうとちょっと話をして承認をいただかなければいけないかなと思っております。

○照屋大河委員 去年の12月に基本的な方針が示されて、第三者機関のそういう判断があればそれを尊重する、しんしゃくして尊重するということであつた。その後6月21日に調停案が示されて、県としては国土交通省と相談、調整をするわけですが、それは電話でのやりとりなのか、あるいは直接行ったのか、文書での回答を求めたのか、その辺はいかがですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 直近では6月の中旬に、直接担当が出向きまして、この調停内容の案について協議してございます。その後、1週間後にまた、知事、土木建築部長、担当課長が行って、それなりの説明をしてくれております。

○照屋大河委員 6月上旬ということは、調停案が示される前に、こういう案が確定する前に、こういう案が出てきそうだがということでの相談だったのですか。

○仲田文昭土木建築部長 大体まとまる方向が見えてきましたので、それを事前に担当者のほうから国土交通省の担当者のほうに説明をしております。先ほどの答弁の中で、知事とおっしゃいましたけれども、そうではなくて、私と土木企画課長と再度、そういうことでひとつ御理解をお願いしたいということで、直接行っております。

○照屋大河委員 土木建築部長が行ったのは、6月21日の調停案が提示された後ですか、前ですか。

○仲田文昭土木建築部長 私が行ったのは6月17日です。

○照屋大河委員 そういう意味では、国土交通省は、協議をしてからという回答だったらしいのですが、決まらない前の相談、協議というものは、向こうと

しても正式な回答をする材料が不足だったのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 その後、6月21日以降、調停案が出た際にメールでそれを国土交通省に送っております。その内容で検討していただきたいということですね。

○照屋大河委員 その回答については。

○喜瀬普一郎土木企画課長 まだいただいておりません。ずっと内部で検討し、財務省と調整しているという状況は変わっておりません。

○照屋大河委員 その内部での協議の期間というのですかね、おおよそこれぐらいでは返事ができるよとか、そういう報告はもらっていないですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 具体的にはいただいておりません。

○照屋大河委員 もらう必要性についてはどうですか。もう議案は出されてしまったのですが、ある程度これぐらいの期間では報告をしてほしいという申し入れはすべきではないですか。

○仲田文昭土木建築部長 先ほども話ししましたけれども、基本的な方向というものは、もう決まっているということでもありますので、今回、6月21日に出て、具体的なものについての再確認といいますか、何といいますか、数値に対するものが出ておりますので、その辺のことを我々は念のためにやっているということをごさいますして、基本的には国土交通省の方針は変わらないものだと思います。

○照屋大河委員 去年の12月に基本的な方針が示されて、6月の調停案の提示まで、その12月の方針というものは協議の中でも尊重されたと、議論の対象になったと思うのですよ。去年の12月に国からそういった方針があったということは、調停の議論の中で正式に出されたかどうか知りませんが、かなりやりとりするわけですから、そういう意味では、県は12月に国はしっかり言ったのではないかと、その方針をしっかりと改めて示してほしいという強い要請をするべきではないですか。

○仲田文昭土木建築部長 去年の12月に、県議会でこういう方向で答えますということを確認してやっておりますので、その辺は、今も現在もその方針は変わらないものだと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 この事案については、平成21年11月議会の全会一致の決議の中で、ある意味では調停がスムーズにいったと、今日まで来たということで理解しております。ただ、やはりきのうの答弁を聞いても、質問をする皆さんも、国への補助金の返還の問題ですね、これがやはり大きな争点ではないかなという認識なのですけれども、この文書について、私は実はこの件に関係しているあるメンバーから一業界のメンバーなのですけれども、国土交通省からの回答が文書で来ていると。文書を持っているということを確認しているのですけれども、要するに国土交通省の方針は、先ほどから話があるようなことであると。ただしかし、土木建築部長や事務方の答弁では、国土交通省の方針がまだ確定していないような感じがするものですから、この文書というものは来ているのではないですか。

○仲田文昭土木建築部長 先ほど土木企画課長が答えましたけれども、文書というものは、去年の12月に、県議会にそういうように答えますということを確認したときのメールのやりとりメール文としてのものだと私は思っております。それ以外の正式な文書とか、それ以外のそういったものはありません。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 平成20年6月27日に、国土交通省大臣官房会計課長から、違約金等に係る国庫補助金返還についての回答が文書で出ていますよね。このような文書を添付して議案としたほうがよかったのではないの。今回、国土交通省は、補助金の返還をしなくてもいいという見解を示しているのだということで、やはり我々はきちんとした議案の根拠となるものを出してもらったら、何も憶測が飛び交うことはないのではないですか。この辺についてどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 最初の国土交通省のほうから—これは公文書でございまして、当事者間で放棄した場合は返還を求めますよと、当事者間同士です。では、調停をした場合はどうするかと、どうなんだということを再度うちのほうから質問したときに返ってきたのがメールで、先ほど言いましたように、調停は第三者機関で判断されているものですから、これは合理的な判断がなされているものだとしんしゃくして尊重するというので、そのメール文でこれが返ってきたということでございます。

○高嶺善伸委員 それはわかりますよ。我々も早く和解が成立して、この問題を解決したいわけだよ。だから21回にわたる調停の協議は評価して、これが合意に至ったらいいなということで、ただ我々も地方自治法第96条第1項の議決をしないとイケないわけだから、この前の回答は、地方自治法第96条第1項第10号に基づく債権の放棄をした場合、補助金を返還しないとイケないということですよね。皆さんが、第10号と書いていないのだよね。号数は書いていないけれど、同項第12号の和解の議決でしょう。だから、前に回答したものと違って、第三者機関の和解協議に基づく調停という地方自治法第96条第1項第12号の議決ということでやると、補助金の返還の必要はないでしょうねということを確認して、本当は文書をもっておけばよかったのです。その辺は、前にそういう文書照会をしたら、今回も文書照会をしてきちんと回答をもらっていたら、我々も何も懸念なく議案の審査ができるのだがなということで、例えば、後日その文書が得られるとか、きちんとそういう説明がつくようなことを説明して、文書がない分の担保をどうするかということをおっしゃられたらどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 私どものほうから、改めて国土交通省のほうに早目に回答をいただけるように働きかけていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 調停案が第三者機関の案であるということで、これは当然国土交通省の中から出てきた問題であるということだけは、ちょっと確認しておきたいのですよ。平成18年までは全額返納という形で国土交通省は言ってきたはずですから、皆様方が相談したときの文面というものは残っているわけですよ。それから、国土交通省の中でどう変わってきたかということ、まずは流れとしてわかっておかなければいけないと思っておりますよ。国土交通省側が、沖

縄県の実情や業界側の実情を知って軟化してきたこと、その中で一方的なものではなくて、第三者を介すれば当然それを尊重しますよという形の中で、国土交通省自体が変わって県が動いて、それに基づいて調停が行われてきたことは事実ですよ。いかがですか。

○仲田文昭土木建築部長 平成20年のときは一般的なことで、双方、当事者同士であった場合は返還はありますよということで、今回、特殊なケースといたしますか、初めてのケースでありますので、その辺について、では第三者機関に調停を介した場合はどうですかという問いに対しての答え—先ほどから申し上げている方針は出てきたと認識しています。

○平良昭一委員 これを担保するための文面がない、文書がないということが、我々はまず判断に困るわけですよ。しかし流れとして、確実に県サイドから、国土交通省の中に第三者機関を介すればそれで十分だという形の中で、国土交通省も了解して流れとして動いてきていることだけは事実ですよということ、もう一回聞きたいと思います。再度確認します。

○仲田文昭土木建築部長 そのとおりだと私は理解しております。

○平良昭一委員 そうなると、確実な国土交通省と財務省との見解ははっきりしないかもしれないですけど、国土交通省からの事実に基づいて動いてきて調停まで動かしてきていると—動かしてきていると言うのはおかしいですけども、沖縄県の状態を判断して両者が歩み寄ってきているということが事実としてあるわけですから、高嶺委員からの問題もあるわけですけども、国土交通省と財務省との中での、また県との中で確実な文書というものは出せるという自信は、土木建築部長ありますよね、県サイドは。

○仲田文昭土木建築部長 再三、我々は慎重に長い時間をかけて国土交通省とも調整しております。それから調停につきましても、30数回にわたって慎重にやってきておりますので、その辺は理解が得られるものだと思っております。

○平良昭一委員 全国でも初めてのケースだということは、十分理解はしているつもりですけども、やはり慎重になっていることは事実であります。我々も沖縄県議会にも責任はありますから、そういう面では慎重にならざるを得ませんけれども、この問題は何度も県サイドと国土交通省との間で話し合いをし

てきている成果、そして沖縄県の実情を調停の中で判断した結果として私は尊重したいと思っておりますので、今後強い姿勢で、国と再度当たっていける自信はありますよね。そこだけ聞いて終わります。

○仲田文昭土木建築部長 私どもは、また国土交通省に対しても、丁寧に説明をしてやれば理解をしていただけるものだと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外41件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次、御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。変更部分には、下線を引いてあります。

12ページの平成21年陳情第24号公共工事の早期発注並びに建設工事入札における最低制限価格の引き上げに関する陳情について、処理概要を御説明申し上げます。

2、「建設工事における最低制限価格については、緊急的経済対策の一環として、当分の間、最低制限価格を実質的に90%程度になるよう運用することとし、平成21年6月22日から適用しているところであります。」から、「平成22年6月10日に沖縄県建設業審議会の答申を受け、最低制限価格の範囲を予定価格の70%から90%とするとともに、算定式を見直し、平成22年6月28日以降に指名通知又は公告する建設工事から適用しております。見直しの結果、殆どの建設工事において、最低制限価格が90%程度になるものと考えております。」に変更しております。

16ページをお開きください。

次に、平成21年陳情第74号の4平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、件名及び陳情の要旨に記された番号順に処理概要を御説明申し上げます。

2、東村における国道331号、県道70号線、平良海岸及び有銘海岸の護岸等の早期改修（高潮災害対策）については、「国と調整を図っているところであり、」から、「工事に着手することとなっております。」に、また「排水路を平成21年度に整備いたします。」から、「排水路の整備を平成21年12月より進めているところであり、平成22年8月ごろに完成の予定となっております。」に変更しております。

19ページをお開きください。

8、伊平屋村前泊港の整備及び伊平屋村野甫港の待合室等の整備については、前泊港の泊地しゅんせつの「工事に着手しております。」から、「平成22年3月に工事を完了しております。」に変更しております。

20ページをお開きください。

12、座間味港の航路しゅんせつについては、「工事に着手しております。」から、「平成22年5月に工事を完了しております。」に変更しております。

22ページをお開きください。

15、北大東港江崎地区の岸壁整備については、「平成22年度からの整備に向け国と調整を進めているところであり、」から、「平成22年度新規事業として事業化したところであり、」に変更しております。

16、乗瀬橋の整備については、「宮古島市が実施の橋梁劣化調査や伊良部大橋の進捗等を踏まえ、今後、宮古島市と協議しながら検討していきたい」から、「宮古島市で実施する取り壊しの後、伊良部大橋の開通に伴う交通量の増加や下地島空港残地の利用計画等を踏まえ、宮古島市と連携して取り組んでいきたい」に変更しております。

24ページをお開きください。

20、下地島空港の利活用に関する協議会等の立ち上げの検討を求める陳情については、「平成20年度末時点の累計で45万4225回の訓練回数と1万5281人」を「平成21年度末時点の累計で47万4761回の訓練回数と1万6011人」に、また「近年では、慢性的なパイロット不足や航空会社の使用航空機材変更等を背景に訓練頻度は増加傾向にあり」から、「平成22年1月、日本航空が会社更生法の適用を申請したことに伴い、下地島空港での実機訓練が平成22年5月から中断されましたが、全日空を初め他の航空会社は実機訓練を継続しており」に変更しております。

25ページをお開きください。

23、与那国町祖納港の沖合防波堤の整備については、「現地調査及び解析を実施し関係機関と協議を行う予定であります。」から、「現地調査及び解析を実施いたしました。今後は、関係機関と協議を行っていきたいと考えております。」に変更しております。

次に、47ページの平成21年陳情第194号の2平成21年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

2、これからの新港地区についての方向性については、中城湾港（新港地区）は沖縄21世紀ビジョンにおいて産業支援港湾として、「位置づける予定であります。」から、「位置づけられております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情6件について御説明申し上げます。

52ページの陳情第70号東部海浜開発事業の早期実現に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

泡瀬地区埋立事業は、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。

さらに、本事業は新港地区の航路・泊地のしゅんせつに伴う土砂を有効利用する経済的かつ効果的な事業であり、新港地区の整備により東埠頭背後地の企業誘致を促進し、本県経済の振興を図る上でも早急な整備が必要であります。

現在、本事業は控訴審判決を踏まえ中断しておりますが、沖縄市長は第Ⅰ区域については推進するとしており、県としましては、地元の要請にこたえるためにも、沖縄市による土地利用計画見直し結果を踏まえ、埋立免許の変更等の必要な手続を行い、事業が早期に再開できるよう努めていきたいと考えております。

次に、53ページの陳情第85号県道平良下地島空港線（乗瀬橋）の整備促進に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

県は、伊良部大橋建設に当たり、宮古島の国道390号を起点に下地島の空港を終点とする約14.4キロメートルを県道認定し、起点側から約6.5キロメートルの伊良部大橋区間を鋭意整備中であります。

乗瀬橋の整備については、宮古島市で実施する取り壊しの後、伊良部大橋の開通に伴う交通量の増加や下地島空港残地の利用計画等を踏まえ、宮古島市と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、54ページの陳情第91号伊是名村の振興発展に関する陳情の処理概要について、件名及び陳情の要旨に記された番号順に処理概要を御説明申し上げます。

1、県発注公共工事の地元建設業者への優先発注については、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、地域要件を設定するなどの方法により、地元企業の受注の確保に取り組んでおります。なお、指名業者については、発注予定工事の設計金額に相応する等級により指名をしておりますが、離島地域においては、地元業者の受注機会の拡大のため、直近上下の等級も含めて指名することも行っております。

2、仲田港防波堤（東）と護岸（モデル）間の防波堤の整備については、今後現地調査を行い、地元との調整を踏まえて検討していきたいと考えております。

3、仲田港南バースの船尾岸壁改善については、今後利用状況等の調査を行い、利用者や地元関係者と調整していきたいと考えております。

4、仲田（通称ターシ浜）海岸については、台風等の波浪から保安林を保護する目的で昭和61年度、62年度に農林水産省所管の林務地荒廃防止施設災害復旧事業による護岸整備が行われております。

要望のある養浜などの新たな海岸保全施設の整備については、背後地の土地利用計画、整備手法、護岸管理者などの関係機関との調整を踏まえ、対応していきたいと考えております。

5、伊平屋・伊是名架橋については、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な建設財源の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

次に、56ページの陳情第92号伊平屋・伊是名架橋の早期実現に関する陳情の処理概要については、55ページの陳情第91号の記の事項5と同一の内容となっております。

次に、57ページの陳情第93号野甫港ターミナル施設整備に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

野甫港ターミナル施設整備については、県としても必要性は認識しており、現在、事業化に向けて国と調整を進めているところであります。

次に、58ページの陳情第127号南風原中央線街路整備事業に係わる当社所有の物件補償に関する協議書に対する陳情について御説明申し上げます。

沖縄県土地開発公社は、沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準により、自動車の保管場所の確保に要する費用の補償額を算定し、陳情者へ協議書を提示しております。

当該協議書は、損失補償額を提示したものであり、沖縄県土地開発公社は課税に関しては、陳情者において税務署または税理士に相談するよう助言したと

ころであります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

池間淳委員。

○池間淳委員 陳情に関する説明資料の6ページの平成20年陳情第160号、伊平屋空港の件につきまして質疑をしたいのですが、進捗状況をまず聞かせていただけますか。

○伊佐実春空港課長 伊平屋空港につきましては、平成18年、平成19年に住民の合意形成のためのパブリック・インボルブメント－P Iをやっております。その中で、多くの住民のほうから空港について肯定的な意見をいただいております。また、地権者につきましては、92名のうち91名について同意を得ております。平成20年度から環境に関する調査を始めまして、平成22年6月に環境影響評価準備書の公告縦覧を行っております。平成23年度の当初までには環境関係の手続を完了したいと考えております。今、事業化に向けての1つの大きな課題としましては、航空会社の就航の見通しがあります。これについては、現在、県と地元伊平屋村、伊是名村そして航空会社を交えて、意見交換、協議を行って、その解決に向けて取り組んでいるところであります。

○池間淳委員 この伊平屋空港については、長年の懸案事項でありまして、あるいは伊是名村、伊平屋村が一番要望する空港であったのですが、離島苦の解消ということもあって早くやってもらいたいこともあったのですが、土地購入の件でちょっとまだ解決できないところがあるということで、僕が土木委員長のときにはそういうことだったのですが、そのあたりは全部解消されておりますか。

○伊佐実春空港課長 現在、地権者92名のうち91名については同意を得ております。残り1人の方については、今、沖縄本島のほうに住んでいまして、いろいろ島を離れて大分長くなるということもありまして、島に対する思い入れが強いということで、ちょっとまだ同意を得ていない状況ではあります。

○池間淳委員 この土地取得については、用地買収とかそういうことはもう入っているのですか。

○伊佐実春空港課長 伊平屋空港については、まだ事業化されておられません。事業化して用地買収ということになりますので、事業化に向けた課題としまして今やっているのは、航空会社の就航見通しについて検討を進めているという状況であります。

○池間淳委員 航空会社も非常に厳しいし、JAL—株式会社日本航空も厳しい状況なのですが、この航空会社はどこの航空会社になるかわからないけれども、そこがはっきりしなければ、この事業は進められないということになるのですか。

○伊佐実春空港課長 空港事業というものは、今非常にいろいろ周りから批判を受けておりまして、空港をつくっても飛行機が飛ばないというような空港が最近ありまして、国土交通省も空港をつくって航空機が就航するという担保というものを非常に求めております。また、空港をつくっても飛行機が飛ばなければ、地域の振興につながりませんので、これは非常に重要なことだと考えております。

○池間淳委員 僕も長年、今帰仁村の運天港からの輸送、それから伊平屋村、伊是名村の連絡ということと、港湾の整備等も絡んでくるのではないかと思いますのですが、伊平屋村野甫港の整備もやってもらいたいということもあるのですが、空港との関連は大きい課題になるのではないかと思いますから、ぜひ今帰仁村の運天港からの連絡も非常に多くなると思いますが、この野甫港湾、これも絡めての開発が求められていると思いますから、ぜひ離島苦の解消のために頑張ってくださいと要望いたします。

それからもう一つ、陳情に関する資料の22ページの平成21年陳情第74号の4の記16番、宮古島市が取り壊しの後に、宮古島市と協議をして連携して取り組んでいきたいということですが、取り壊しは宮古島市がやって工事は県がやっ

ていくということになるのですか。

○金城淳道路街路課長 現在、宮古島市が管理する橋梁でございますので、取り壊しについては宮古島市のほうで予定しております。新たな橋梁の設置については、ここに書いてありますように、今後宮古島市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○池間淳委員 これは、伊良部架橋が今平良下地島空港線ということで14.4キロメートル整備されているのですが、区域決定はされておりますか。

○金城淳道路街路課長 路線の認定はされております。

○池間淳委員 路線認定はわかるのですが、区域決定ということがされないと、この乗瀬橋が県としてかかわってはいけないという説明を僕は受けているのですが、ぜひこの区域決定をした後で、乗瀬橋は改築していただきたいという一改築というよりも壊して新築ですね、それをやっていただきたいという願いをずっとやっているのですが、路線認定はわかるけれども、区域決定はどうなっているのかなど。区域決定をしてもらいたいということですよ。

○金城淳道路街路課長 県が事業を行う場合には、区域の決定をしないとできないものですから、実施する場合は区域決定をしたいと思います。

○池間淳委員 土木建築部長、この区域決定はどうお考えですか。

○金城淳道路街路課長 事業実施という段階になった時点で、区域決定を行う予定です。

○池間淳委員 通行どめになっているのですよね。ここに燃料を運ぶ道路も通行どめで迂回をしているけれども、これから伊良部架橋が平成24年度には完成すると。平成24年度で完成して、もちろん交通量は多くなっていくだろうということで、宮古島市は財政でも非常に厳しい状況であるので、県のほうで区域決定をして、やっていただきたいということを要求しているのですよね。陳情も上がってきているのですよ。この件について、早く区域を決定した後で取り壊して、工事ということにできないのかと思うのですが、いかがですか。

○金城淳道路街路課長 区域の決定は、やはり事業実施が確定した後になります。

○池間淳委員 事業決定をしないと壊せないでしょう。壊した後で区域決定がなされないということになったら、壊すこともできないでしょう。だから、区域決定をしないと壊せないのだよ。壊すにしても、工事をするかどうかわからないのに、もう壊してしまえということで、壊した後どうするという約束はできますか。

○金城淳道路街路課長 宮古島市の話では、乗瀬橋は今危険な状態にありますので、ぜひ早期に壊したいということをおっしゃってしまして、交付金事業で取り壊しができるものですから、宮古島市の事業として取り壊すのであればすぐにできますという調整をしたところ、宮古島市のほうで来年度の概算要求に計上しているという状況です。

○池間淳委員 来年度壊して、その後区域を決定して工事に着手していくという順序になっていくわけですね。

○金城淳道路街路課長 そのとおりでございます。

○池間淳委員 頑張ってください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 まず、陳情に関する説明資料の4ページの古島団地の件なのですが、本会議でも一般質問の中で取り上げられていたと思うのですが、ちょっと聞いていなかったのもう改めてお伺いしたいと思うのですが、この間、土木文化環境委員会で視察調査したときに、現状を見て本当に大変な状況だなということを感じたのです。それで、この件はずっと沖縄県や那覇市にも責任の一端はあるのではないかとということで、いろいろ質疑されてきたと思うのですが、例えば地震とかの災害、あるいはそうでなくても、実際に屋根が落ちてきたりしていることがあるわけですから、ああいう形で人的被害が出た場合に、県が責任を問われるようなそういうことは100%ないと断言できますでしょうか。

○渡久山盛清住宅課長 当該団地の件ですけれども、入居者の安全確保のために必要な建物、向こうは賃貸住宅になっておりますので、その建物の維持、修繕は賃貸人の義務となります。ということですから、責任は賃貸人である所有者—管理者、当該事業者等にあるものと私たちは考えております。

○新垣安弘委員 基本的にはそうかもしれないのですが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会には県もかかわっていたわけですよ。役員を派遣して、その財団法人郵便貯金住宅等事業協会から株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドに売り渡すときにも、いろいろ本来なら清算団体をしっかり財団法人郵便貯金住宅等事業協会が立ち上げてやるべきものを、そこら辺をしっかりとしないまま売り渡していると。今、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の顧問弁護士が、買い取った側の株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッド側の顧問弁護士にもなっているとか、さまざまな問題が言われているわけです。その旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を設置したのも、これは那覇市も県もこの問題に関しては、やはり責任の一端があるからということで、立ち上げる形にはなってきたと思うのです。ですから、そういう意味では問題が発生したときに、本当に県として何も責任がなかったと言えるのかどうか。しかも、現状の古島団地を見たら、本当に人的被害が出てもおかしくない現状だという認識だと思うのですが、それを行政側が確認もした状況にあるということを知った上で放置をして、人的被害が出た場合に本当に、例えば道義的にも県側として自分たちには、一切何の責任もありませんと言えるものなのかどうか、そこら辺の懸念というものは、県としては持たないのでしょうか。

○渡久山盛清住宅課長 まず管理の責任ということで言いますと、やはり先ほど申し上げた答えになります。県は、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会に県の職員を派遣していたということもありますけれど、基本的に県の役割としましては、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会との関係で言いますと、公益法人でしたので、法律に基づいて適正に業務が行われているのかという指導監督をする立場にありました。それから、その当時に要請がありましたので一住宅行政に貢献している団体であるということもありましたので、その要請を受けて専務理事でありますとかそういう方々を派遣していたことはあります。ただ、財団法人郵便貯金住宅等事業協会時代もそうなのですが、賃貸住宅については、財団法人郵便貯金住宅等事業協会がきちんと法人としての管理をしておりまして、譲渡された後の現在の状態においても、その賃貸住宅を管理しているの

は、きちんとした会社法人でありますので、そちらのほうの責任だと考えております。それから旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を設置しました。この目的は、その前に関係者4者－これは事業者それから入居者と私たちは考えてますけれども、その代表として自主会員になっていただいております。それから沖縄県、那覇市－推進協議会をそれぞれの了解のもとに設置いたしました。その目的は、古島団地において事業者が行う再開発事業、これが円滑に推進されるようにということで、私たちも努力したいということで、4者の合意のもとに事業者と入居者にかかわる情報の開示を行い相互理解を図ること、これが大事だということで設置いたしております。その目的に従って、いろいろな話題ですとか情報の提供などをやっていたいただいているということです。

○新垣安弘委員 その旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会でのこの問題の解決を、どの程度県が本腰を入れて進めていこうとしているのかこれはちょっとわかりませけれども、ただ実際にその推進協議会に県も入っていて、そういう状況の中で、万が一のことがあった場合には、私は県がこの問題に対してどう取り組んできたか、かかわってきたかというものは、恐らく問われることだと思うのですね。そういう点では、その部分はすごく懸念をいたします。あの状況を見た場合に、行政の立場で県の立場で、本来ならば人身事故ということを考えて、危機感からもっと本腰を入れた取り組みがされないはずではないかと一応感じましたので、それだけ申し上げておきたいと思います。

あと1点、陳情に関する資料の5ページ目、今のページの下の公共工事の不払いに関する陳情なのですが、平成20年度に出されていてよくわからないのですが、工事代金を支払えという陳情があつて、県は平成16年からそれぞれ支払ってきたという回答になっているのですね。こういう陳情が出された－私も細かくこの陳情者からは聞いていないのですが、お金は払ってあるのに支払われるように配慮してもらいたいという陳情が出てきた背景に何があるのかということ、少し説明してもらえませんか。全く何もないということはないと思うのですが。

○儀間朝範道路管理課長 通常、工事を行って現場では設計変更が伴うものなのですが、設計変更を行う場合は甲乙－県と業者のほうで協議をしまして、変更協議書というものを交わします。そのときに、両方で押印しますので、その時点で協議は整ったものとして設計変更を行います。そして、設計変更額が決まるわけですから、それについて工事の完成検査というものがあつて、それで県が求めているとおりにできていれば、そのとおりに完成払いとなります。

したがって、県としてはきちんと検査をして支払いをしておりますので、金が支払われていないということではございません。金は、もきちんと支払われております。

○新垣安弘委員 今のお話からすると、設計変更あるいは工事を着手したけれども、いろいろな事情が出てきて、業者側の工事費がかさんできた、そういうところからのあれなのでしょうね。予算の折り合いがつかなかったというか、いろいろこじれたことが出ているのですか。

○儀間朝範道路管理課長 先ほど申しましたように、こういった現場で変更が生じてきた場合は、県と業者のほう一甲乙協議をして変更額を決めることになっておりまして、そのときに幾らでも自由に対等な立場ですから意見を申し出て、それでもって変更協議書をまとめていきますので、その時点で業者の言い分は県も聞いているものと考えております。

○新垣安弘委員 発注する側の県として、その業者に対して無理なというか厳しい要件を課しているとか、そういうところからきた陳情ということではないわけですか。

○儀間朝範道路管理課長 変更協議書が取り交わされている以上は、無理な押しつけとかそういったものはないものと考えております。

○新垣安弘委員 この件は終わります。最後にもう一点、陳情に関する資料の52ページ、陳情第70号の東部海浜開発の件なのですが、沖縄市がまだ埋め立ての計画案をつくりきれていないと思うのですね。前原国土交通大臣は、港のしゅんせつは沖縄市泡瀬の埋め立てとは別個にして考えると、中城湾港新港地区のしゅんせつは。そういう意味で、埋立事業の計画が立たないから、しゅんせつがおくれるということはないと思うのですよね。それを切り離して一例えば今のままでいくと、しゅんせつしたもので埋めているわけですから、埋め立ての沖縄市の開発の計画が定まらなければ、そのまま終わるのではなくて、別の港湾の整備を切り離してしゅんせつ作業はするということで、前原国土交通大臣は知事に言っていたと思うのですが、そこら辺、埋め立てと切り離してしゅんせつをして進めるというか、そういう方向の計画というか、方向性というものは検討されているのでしょうか。

○**神田豪港湾課長** 現在、中城湾港泡瀬地区の埋立事業は、去年の控訴審判決を受けて中断し、それに伴い中城湾港新港地区の埋立土砂の持って行き場としての工事も中断しております。基本的には、この2つの事業は密接に関係しております。つまり、中城湾港新港地区の土砂をそこにもっていくということで、我々としましては、早期の同泡瀬地区の埋立事業の再開に向けて、国にも要望しておりますし、また中城湾港新港地区のしゅんせつについても、早期にできるように国に要望しているところであります。

○**新垣安弘委員** そこを切り離して、埋め立てがとまっているからしゅんせつもとまっているわけですから、前原国土交通大臣は切り離して中城湾港新港地区のしゅんせつはやると言っているのですから、そこは県側から切り離して、しゅんせつだけ進めてもらいたいと国のほうに要請すれば、国は切り離してやってもいいということで国土交通大臣は言っているのですから、土砂をもっていく場所を新たに決めてやることもできると思うのですよ。国も、そういう姿勢ではあると思うのですね。ですから、そこは県も一沖縄市の計画が決まらないとこのしゅんせつも進まないわけですから、そこは切り離してしゅんせつだけ、港湾の整備だけやってくれということを国に要請したらどうでしょうか。国土交通大臣の言っていることを考えれば、県のほうからそういうことを要望することもありませんか。

○**神田豪港湾課長** 今我々は、中城湾港新港地区の企業誘致の促進のため、同新港地区のしゅんせつを早期にということで要望はしております。しかし、この事業は中城湾港泡瀬地区とも密接に関係しております。前原国土交通大臣の発言の趣旨は、沖縄市の泡瀬地区埋立事業が仮にという言い方でしたかね、できない場合はそのようなことも考えるというような文脈だと理解しております。

○**新垣安弘委員** 中城湾港泡瀬地区と密接に同新港地区の港湾整備が関連しているということなんですよ。そうすると、同泡瀬地区の計画が断念ということになってしまったら、この新港地区の計画も断念というか、十分な意味を持たないということになってくるのかどうかですね。中城湾港泡瀬地区を断念する可能性もなきにしもあらずですから、そういう意味では、密接な関係があるからということで、しゅんせつの土砂はここでなければならぬということを決めるのではなくて、国側は同泡瀬地区ができなくなっても港はやると言っているのですから、そういう意味では、県が同泡瀬地区とは切り離してしゅ

んせつを進めてくださいと、そういうことを言ってもいいのではないのでしょうか。どうなのですか。

○**神田豪港湾課長** 中城湾港新港地区のしゅんせつ土砂は、全部でおよそ700万立米、かなり膨大な数量になります。その捨て場としての中城湾港泡瀬地区以外にこれを見つけることは、なかなか困難なことだと思っております。そういうことで、我々は中城湾港新港地区の早期しゅんせつを要望しているところではありますが、密接に関係しておりますので、早期の同泡瀬地区の事業再開に向けても、また要望しているところであります。

○**新垣安弘委員** やりようはあると思いますが、以上で終わります。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○**嶺井光委員** 陳情に関する説明資料の4ページの古島団地の件ですが、先ほどもありましたけれども、二、三伺いたいと思います。そもそも、財団法人郵便貯金住宅等事業協会はもともと住宅事業をやっていたよね。これに、県として行政としてあるいは市町村の出捐金とか出していたと思うのですけれど、そこら辺の関係はどうなのか、ちょっとお聞かせください。

○**渡久山盛清住宅課長** ちょっとうろ覚えで申しわけないのですが、設立年が昭和44年6月だったと思います。これは本土復帰前です。これは、戦前の郵便貯金の本土復帰前の不払い問題が生じまして、これをどうにかしようということで獲得期成会ができて、その問題について日本政府から解決方策が出されて、そのときに新しくこのお金を元にしまして一融資もあったようですが、それで住宅に困っていたのでそれをつくったらどうかということで話があったようです。そのときに、財団法人郵便貯金住宅等事業協会が設立されたことになっております。そのときの事業の大きな柱の一つが、住宅をつくってそのころの住宅難を解消しましたということになっていたようです。そのときに、設立に当たっては、52市町村が出捐金を出しまして一これは1000ドルだったと思いますが出しまして、設立いたしました。その当時一琉球政府時代ですので、法律に基づいて公益法人として認可したのは、琉球政府です。そういうことで、琉球政府以来法律に基づいて、この法人が法令に基づいて適切な活動をしているか、これを指導監督する立場にあったのは琉球政府、本土復帰後は沖縄県と

いうこととなります。

○嶺井光委員 要するに、この財団法人郵便貯金住宅等事業協会は、住宅事情の行政の期待を受けて、住宅事業をやったわけですよ。今おっしゃるように、琉球政府時代に認可をして、行政指導するという立場にある県という視点から考えますと、先ほども他の委員から指摘があったように、今の状況というものは、県はもっと深く真剣にかかわらないといけないと感じるのですよ。我々は現場視察もしてきたのですけれども、本当にいつ大きな事故があってもおかしくないような現状を、県が心配もなく見ているかのように見えて、これでいいのかという思いです。そして、この財団法人郵便貯金住宅等事業協会から株式会社バークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに管理が移ったという背景は、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定が交わされているこの中身を見ても、平成20年度までに改築をすとかいろいろな提案をして、株式会社バークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに決まったという背景があるわけですよ。この財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定にある約束事ですよ、その協定というものが守られてなくてこういう状態になっていることに関しては、県としてどういう認識なのですか。

○渡久山盛清住宅課長 今、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定がありましたので、その協定は先ほどから話がありますように、財団法人郵便貯金住宅等事業協会で当該事業者と交わされたーこれは当該協会がもともと持っていた事業と資産の譲渡に関する協定でした。その中で、事業者は団地地区の再開発を進めるということで、これは早期開発に努めるものとなっております。これは事業者です。これで、おおむね平成20年度をめどにしますとうたわれておりました。その財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定が、財団法人郵便貯金住宅等事業協会と事業者の間で交わされたものであることから、県がどうかと言いますと、まずこの協定そのものが当事者間の契約ですので、その履行については、当事者双方の責任だと考えております。そういうことで、県としては行政の立場から、これについて関与はできないものだと思っております。それでも、住宅行政を担ってきた財団法人郵便貯金住宅等事業協会のころの性格、それから県が職員を派遣して活動に参加したということもありまして、同事業協会の解散に当たって、先ほども御説明いたしましたけれども、古島団地で事業者が行う再開発事業、これを円滑に進めることは大事ではないかということがありまして、事業者が行う再開発事業を円滑に進めるため、事業者と入居者が信頼関係を築くことがとても大

事であるということで、その双方の情報開示を行うことによって相互理解を深めることによって、その事業がうまくいくように見守っていきたいということです。

○嶺井光委員 この約束事が守られていないということは、皆さんが琉球政府時代から引き継いできた立場というものを考えますと、今の財団法人郵便貯金住宅等事業協会から株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに管理が移ったと言っても、この住宅事情についての責任の一端を担っているわけですよ。それを行政として監督する責任の立場にある沖縄県、今この株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドの約束事というものは、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定のもとにあるものは、社会的にもああいうことで放置されており、許されるものではないと思うのですよ。そういうところを行政の立場の指導として、そのままでいいかというものを恐らく皆さんは感じていると思いますよ。ましてや最近の報道によると、立ち退きするようになるといって逆に訴訟を提起しているというのを聞くと、これは本末転倒ではないかという感じがしませんか。どうですか。

○新里榮治建築都市統括監 旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会でも、目的なり話し合いの内容については先ほど回答がありました。一方、建築物の危険な状況を行政としてどうするかという点でございますけれども、建築基準法に基づきまして、これは那覇市内ですので那覇市が特定行政庁という立場から、去る4月に建築基準法第10条第1項、保安上危険となるおそれがあると認められる場合につきまして、所有者、管理者に当該建築物の除却、修繕、使用制限その他保安上必要な措置をとることを勧告することができるという条文ですけれども、その第10条に基づきまして、特定行政庁である那覇市が、所有者、管理者である株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドに勧告を出したということがございます。まず1点ですね。今、株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドはそれを受けて、その前から入居者には危険性について情報開示をしながら、あるいは旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の場でも、そういう情報をもとに県も那覇市も入って、話し合いを進めてきたというところでございます。

○嶺井光委員 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定で、株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドが引き受けるときに、本来の資産価値から軽減されましたよね。この金額は幾らか、ちょっと覚えて

いますか。

○渡久山盛清住宅課長 財団法人郵便貯金住宅等事業協会からの事業資産の譲渡額ということでお答えしたいと思えますけれども、これは郵住協だよりに載っていますけれども、事業譲渡純価格として21億8100万円に財団法人郵便貯金住宅等事業協会のすべての事業等の細目を勘案した価格とするということで、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定にも記述されていた事柄だと思えます。こういうことで、同協定が成り立っていると思えます。そこに至る細かないきさつについては、十分把握していません。

○嶺井光委員 資料がちょっと今手元にてなくて、確認しようと思ったのですが、いずれにしても、本来の資産価値よりかなり軽減した額で引き受けていますよ。これは、平成20年度までに建てかえするとかこういうことがあるので、株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドにこれだけの負担の分は軽減したということなのです。だから、また話がさかのぼって、行政の立場でこれだけの住宅事情に貢献するということで、財団法人郵便貯金住宅等事業協会が発足した。これを引き受けて今やっているというのが株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドですよ。こういう約束事が守られないということを、行政の立場でほうっておくというのは、ちょっと問題だと思うのですよ。旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会のメンバーに入っていますから、これをしっかり進めるようにやってもらいたいと思えます。皆さんが罰則を下すという立場ではないというのはわかっておりますけれども、やはり行政の責任の一端というものをしっかり果たすためにも、株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドの今のある意味開き直ったような立場というものは、社会的にも許されるものではないと私は思っています。しっかり県としても、かかわってやるべきだと思っています。

次に、陳情に関する説明資料の最後のページ、陳情第127号の南風原中央線街路整備事業について、二、三ちょっと確認というか伺いたいのですが、この要請で訴えている建物補償というものを、税務署と県、沖縄県土地開発公社が言っているのが違うということを主張していますが、陳情者が違うという法的根拠ですか、そこら辺はどうなのですか。処理方針では、こういうところが述べられていない。

○新屋勉用地課長 沖縄県土地開発公社の考えている建物補償費については、沖縄県の公共事業の施行に伴う補償基準に基づき、機能回復を図るための損失

補償として算定したものであります。この建物補償については、車庫それから自走式駐車場、間取り変更工事等をまとめて建物補償費として提示したものであります。なお、税務署が考える建物所有については、法的な根拠に基づいては、県が説明する立場ではございませんので、御理解をお願いします。なお、国税事務所にこの内容について確認したところ、機能補償としての自走式立体駐車場の補償については、課税の租税特別措置法の特別控除の特例の適用にはならないとのことでありました。

○嶺井光委員 今の説明にもちょっと入っていましたが、あと1点、この自走式の駐車場として県は補償しているわけですね。建築物というらえ方だと思いのですけど、県としてはこれができるという根拠はどこにあるのですか。

○新屋勉用地課長 これは、先ほど言いました公共事業の施行に伴う損失補償基準の中で、機能回復を図るための損失補償ができるようになっております。

○嶺井光委員 ちょっと客観的にとらえて、提供する地権者というものは、公共の事業に協力をするわけですね。そういうことで、税法上も5000万円控除とかという制度があって、しっかり控除になるだろうというつもりで提供もしたはずだろうと思うのですよ。ところが、今説明にもあるように、税法上のとらえ方、あるいは皆さんの物件補償のこの基準、考え方が違うということで、この地権者は恩恵が受けられないというのは、税法上の問題、制度に問題があるのかなという感じが今しておりますけれど、そこら辺について、皆さんとしてはこの解決に向けての取り組みというか、こういう動きはないのですか。こういう努力は、どこかでできないのですか。沖縄地区用地対策連絡会とか何とかあるのではないですか。

○新屋勉用地課長 公共用地の取得を円滑に推進する立場としては、この機能回復のための自動車の保管場所の確保に要する補償ですね、これが課税措置の特例の適用が受けられないと、対価補償に該当しないということになっております。ただ、現行制度においては、この適用を受けられないというような困難な状況になっております。これは全国的な共通の課題でありますので、今後、沖縄地区用地対策連絡会とか、全国のそういう関係機関の会議の場で、共通の課題として検討していきたいと考えております。

○嶺井光委員 やはり公共事業を執行する上で、こういう地権者の皆さんの協

力をいただいてやるわけですから、地権者に対して不利にならないような、こういう制度的な部分というものも出てきたら素早く対応して—法律問題ですから簡単にいくわけではないと思うのですが、今そのような場があるわけですから、しっかり対応してもらいたいと思っています。今、この処理方針を見ますと、税務署とも相談してくださいということになっているわけです。可能性はどうかのですか、この地権者の思いが通る可能性というものは。

○新屋勉用地課長 これについては税務署のほうであり、こちらのほうで判断、ちょっとコメントするわけにはいきませんので、それについてのコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○嶺井光委員 いずれにしても、前に申し上げたように、行政として公共事業を執行する上で、こういう問題というものはしっかりクリアしないとイケませんから、何らかの配慮を求めるといふことには努力をしてもらいたいと思っています。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時24分再開

○當山眞市委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 古島団地の件ですけれど、陳情に関する説明資料の4ページ、平成20年陳情第138号古島団地の建てかえに関する陳情ですね。これは強度調査というのですか、これは何回ぐらいやっているのですか。何回もやっているのですか。

○渡久山盛清住宅課長 知っている範囲では、先ほど御説明いたしました財団法人郵便貯金住宅等事業協会時代に調査が行われていたようです。それから今回、事業者が昨年に行ったという調査は承知しております。

○吉田勝廣委員 去年は平成21年ですね。その前はわかりませんか。財団法人郵便貯金住宅等事業協会がやったものはわかりませんか。

○渡久山盛清住宅課長 正確に覚えておりませんが、平成16年ごろだったと思います。

○吉田勝廣委員 その前はどうか。

○渡久山盛清住宅課長 ちょっと承知しておりません。

○吉田勝廣委員 平成16年というのは、株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドに渡るときですかね。平成17年でしょう、だからその前ですか。

○渡久山盛清住宅課長 渡るといいますのは、譲渡される時期ということでしょうか。その時期よりは少し前だと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、この建物は本土復帰前後につくられたわけだから一復帰前後でしょう、要するにつくられたのは。そうすると大体、強度調査というものは、普通は雨が漏れたりちょっと変だと思ったら、その当時はやはり強度調査をやるわけだから、平成元年はどうか。やっていないですか。

○渡久山盛清住宅課長 承知しておりません。

○吉田勝廣委員 平成元年にもやっているのではないかと、松川団地とか古島団地は。

○渡久山盛清住宅課長 今、手元に資料はありませんが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会が解散のめどがついたころにまとめた冊子がありますので、それには過去の歴史等が書いてあるのかと思っています。

○吉田勝廣委員 例えば、財団法人郵便貯金住宅等事業協会から株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドに渡るときにいろいろな内容がありますね、その内容を履行しない場合、これに対してのペナルティーというか、普通そういうものはないですか。

○渡久山盛清住宅課長 両者が交わした財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定は、私どももその写しを持っておりますが、それに書かれている以外のことでの取り決め等については承知しておりません。

○吉田勝廣委員 もし履行しない場合ですよ、僕が言っているのは。普通、約束事を守らないときに、要するに、その契約条項や協議事項にペナルティーはなくても、お互いの紳士協定だとしてもこれを守らないときには一守らないときですよ、何らかのペナルティーというか、これは逆に言えば、当時の専務理事は県から派遣された方だよ。そして、当時の財団法人郵便貯金住宅等事業協会の役員は市町村からですよ、全市町村。普通、理事長といっても、ある意味では業務にかかわってないから、すべてかかわるのは専務理事であり事務局長ですよ。その方が県から派遣されているわけだから、内容もすべて知っているわけです。だから、そういう方が実際そういう協議とかいろいろな約束事をやったら、これをもし守らないときは普通どうするのですか、普通ですよ。普通、開発行為とか何かをする場合、何年後に何かできない場合には、この契約を解除するとかもう一回改めて協議するとか、これが普通は入るのですよね。要するにペナルティーも何も書かない、履行しなくても何もない、こういう約束事というものは、普通、僕はないのではないかなと思うのだけれど。だから、何もしなくても不作為であるか作為であるかわからないけれども、何もしなくてもかえって今は、建築基準法に違反するから、那覇市からは危ないのであなた方は出たほうがいいですよと言われる。それと株式会社バークレー・リアルティ沖縄リミテッドは、それをまた今度、逆手にとるわけだ。あなた方は早く出なさいと、建築基準法でここは危ないから。ここに住んでる人はどうなるのかな。AとBが協議をしてBのものになったと、Bは権利を存続するわけでしょう。AとBの協議であって、本来は関係ないよ、借りている人は。公の那覇市もかかわり、県もかかわっているにもかかわらず、そういうことがなぜ許されるのかと。住んでいる人は、たまったものではない。そうすると、何もしなくて月日がたって、年月がたってそのままにすれば、いつか出ていこうと、危ないから。恐らくそういう人はいるわけだ。自分の子供とか、自分にいつ起こってくるかわからない恐怖心で。廊下を歩いても危ないぞと。それを、公の機関がかかっているところが、そういうことを放置すること自体が、僕は変だなと思う。契約内容も含めて一しかし契約内容にそういうペナルティーがなかったとしても、何らかの対策は打つべきではないの、僕はそう思うけれど、どうですか。

○渡久山盛清住宅課長 まず、譲渡後のことについて言いますと、先ほども申しましたが、これは賃貸住宅ですので、その賃貸借関係に基づく入居者の安全確保については、事業者がきちんと責任をとるべきものだと思います。それから、財団法人郵便貯金住宅等事業協会に対する職員の派遣ですが、確かに要請を受けまして、住宅行政にかかわりを持っているということもありまして、県の職員を派遣しました。そのときに、専務理事という職があったわけですが、その専務理事の職の地位は—この組織の中での専務理事の役割は、日常業務を所管するというので、非常勤理事が多い中で唯一の専務理事として、仕事をきちんとされてきたかと思えます。そのときの財団法人郵便貯金住宅等事業協会の全体の取り決め、決定事項につきましては、例えば、先ほどの財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定でいいますと、理事長がその協定を締結いたしまして、その後、これは寄附行為に基づきまして、理事会が重要な議決をすることになっておりますので、その重要議決であるということ、4分の3以上の同意を得て、同協定の締結について承認されておりますので、これは組織の決定ですので、専務理事一個人がかかわったということではなくて、組織のきちんとした決定事項の中での一業務を、きちんと役割を果たしているということだと私は理解しております。

○吉田勝廣委員 住宅課長、形式的にはわかるよ、形式的には。だけれど、そういう段取りをやっているからこそできるんだよ、これはね。実効支配というのかわからないけれど、実際、専務理事が仕切っているわけだよ、手続はそうだよ。そうしないと譲渡できないのだから、わかりますよ。だが、実際そういうことを進めた、その財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定書というか、それもつくった。しかし、それを進めないときには、貸し主がそこに住んでいくためのいろいろなことをやるべきだということも基本的にはよくわかるが、この場合はちょっと違うのではないかと。基本的に今、県も那覇市もかかわっているのはなぜですか。

○渡久山盛清住宅課長 先ほども申しましたが、専務理事を派遣してきたといういきさつもあります。これは、住宅行政の一部を担っているという評価のもとであったと私は理解しておりますが、そういう過去の歴史がありましたので、そういうことを勘案して、これまでの県議会での答弁でもありますが、この古島団地を初めとした財団法人郵便貯金住宅等事業協会の団地の再開発を円滑に進めるために、事業者と入居者の相互理解がとても大事であると、信頼関係をつくるのが大事であるという答弁がされておりました。それを進めるために、

旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の役割があるだろうということで、それに向けて県は努力しますということもたびたび表明をしておりましたので、そういうことを受けまして、私どももこの旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を昨年立ち上げて、その中で何回か当事者間の意見交換の場を設けて、今後の取り組みがスムーズにいくようにという役割を持っているものだと理解しております。

○吉田勝廣委員 要するに、住宅が不足していたから、あるいはこれまで専務理事という重要な役割を果たしている県の職員を派遣したかと、大体2点に絞られると思うけれども、実際は、皆さんは本当は関係ないのだよね。本当は関係ないのでしょ。それが言いたいのではないの、自分たちは関係ないよと。県議会で追及されたり、いろいろな経過があるから、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を開いて、何とか手打ち式の場所をつくろうではないかと、そういうだけの判断。要するに、専務理事という重要なポジションを送り出して、そういう状況を任せたと。そういう責任ということではなくて、要するに、県議会に対しても陳情が出ていろいろあるから、何とかこういう推進協議会をつくって、そこで円満に手を打とうと。しかし、円満に手を打つためにはどうすればいいかということになってくると、この歴史があるわけですよ。長い歴史があって、そして今危険な状況に置かれていると。しかも、退去命令という裁判所、司法の肩にかかっていると、建築基準法違反で。そうすると、今、現にいる人たち一出て行った人もいるけれど、今いる人たちはどこに何を求めればいいのか、法的なものについては、再開発しないのだから一再開発しないという理由は、今の経済状況が苦しいからという言い方をしているわけでしょう。しかし、少なくとも1棟ぐらいはできるのではないかとか、すべてやるというのではなくて一僕がもう一度言ったのは、買ったときの値段と今の値段、評価額とどう違うかとか、土地代を含めてその辺はどう分析をするのか。

○渡久山盛清住宅課長 最後の質疑ですが、売買のときと現在の価格につきましては承知しておりませんので、お答えすることはできませんが、ただ旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を立ち上げて、この問題にかかわってきておりますので、その中で最大限の努力はしたいと思いますが、まず入居者の方々もいろいろな状況があって、いろいろな問題を抱えているだろうと思います。先ほども申しましたが、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会も再開発事業が円滑に進められることを望んでおります。それから、建物の劣化につきましても、この調査報告にもありましたが、そういう中での居住者の安全

の確保、これは大事な問題だろうと思います。これは、住宅行政を担っている立場から言うと、居住者の安全の確保については十分配慮されるべきだろうと思います。それから居住の安定です。現在、住んでいる方々が、現在と将来どうなるであろうと、これも住宅行政の課題としている分野ですので、これについても、大いに考えながら旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会に臨みたいと思いますが、ただ先ほどから申し上げておりますように、この建物の管理につきましては、所有者、管理者がいるわけですから、そちらのほうがちちんとこの責任をまず果たすべきであると、それが大事であると思っております。

○吉田勝廣委員 それはきちっと果たすべきだと、果たさないから問題が起こっているわけでしょう。果たさないから問題が起こって、その問題が起きてからは時がたつ、建物は壊れていく、危ない、さあどうすると。しかしこっちに住みたい、そういうことでしょう。また、業者がつくったところは遠いし、居住環境が悪い。そのときはだれが一番悪いの。住む人は関係ないよ、財団法人郵便貯金住宅等事業協会がかわろうが、何にかわろうが、基本的には。住宅課長が言うように、建物の所有者が責任を持って、そこをきちっとするのは当然のことだから、それができないところに問題がある。それをできるようにさせるためにはどうすればいいか。また、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会で何回も繰り返し繰り返しやっても、時がたって、壊れて何か起こったらどうするのですかと。これもどうせ起こったときには、所有者の責任になるわけだよ。県も那覇市も関係ない。そこをどうするかですよ。僕が言っているのは、それでいいのかということです。僕は向こうの人たちに二、三回会って、いろいろ回ってみてこう思うわけよ。要するに、時がたてば出て行くだろうと、時がたてば危ないから、自分の子供とか、おじいさん、おばあさんをそこに住まわせたらいけないよと。これは人間の良心の問題よ。第一危ないから出て行く、悔しいけれど。そこに追い込むのはだれー追い込んだのはだれですかと。52の市町村、これもあるわけですよ。こういうところまで、この問題は振り返ってやらなければもうちょっと原点に戻って、そうしなければ解決できないのではないかと僕は思います。要するに、時がたてば危ない。今みたいな建築基準法があって人が住めない。そうすると、勧告が出てきて裁判で追い出される。そうであつたら、住んだあなた方が悪いのではないかと。こんなことを、行政もそれから52の市町村もこうやっていて、もう所有者が株式会社パークレー・リアルティー沖縄リミテッドに移ったから、私たちは関係ありませんということだったら、行政はやめたほうがいいよ。こんな行政はどこにあるの。

○仲田文昭土木建築部長 これについては、非常に難しい問題があると思います。譲渡するときには、一方は財団法人郵便貯金住宅等事業協会ということでもう解散しております。一方では、また所有者がいるわけで、再開発は平成20年度をめどということはありませんけれども、所有者の事情もあってなかなか進まないということもあります。もう一方は、老朽化した団地に住んでいる人の安全性を確保することがまず第一だと考えます。その中で、所有者ができること一あっせんをしたりすることだとは思いますが、これについて行政がどうかかわるかということになりますと、それはまた財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定の中にありますように、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の中で、私ども県と那覇市が入ってその中で行政としてできることを、最大限にこの中で話をしながら今後ともやっていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 行政の役割というものは何かということですよ、基本的にかかわってきて。財団法人郵便貯金住宅等事業協会というものは、もともと市町村がやっているわけだよ、国のお金で経営してね。要するに、本土復帰前はすばらしい団地ですと、みんな入りたくて競争一入りたくて入りたくてみんなしようがなかったわけだ。結果的にこれが今日になって、こういう状況になったと。すなわち、基本的には団地に入っている人は全然関係ないのだから。それは逆に言うと、県、那覇市、各市町村が今後どうするかというところまで振り返ってみて、やはり何かしないといけないだろうと私は思います。

もう一つは、陳情に関する説明資料の16ページ、平成21年陳情第74号の4、ここの記の1です。つまり、ごみ漂着問題であります。離島でこの漂着ごみとか自分のごみを処理できる市町村はあるのですか。この漂着ごみを処理する施設です。

○仲田文昭土木建築部長 これは離島の市町村ということですか。

○吉田勝廣委員 沖縄県離島振興協議会から出ているから。

○仲田文昭土木建築部長 漂着したごみというものは、一般的なごみとして処分されますので、それについては各離島での処分場があれば、そこのほうで処理することになると思います。

○吉田勝廣委員 漂着ごみの処理は、いろいろな物が入って大変らしいですよ。

だから、一概にそう言えないところがあるものだから、僕は質疑しているわけですよ。文化環境部でまたごみ問題はやるかわからないけれども、これは土木建築部ですか。

○**當山眞市委員長** 平成21年陳情第74号の4については土木建築部ですから、質疑の内容の問題です。

○**吉田勝廣委員** 焼却炉の話をする、ちょっとわからないよね。大変だということはだけはちょっと言っておきます。終わります。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この財団法人郵便貯金住宅等事業協会の問題で、吉田委員の質疑の後を受けるのですが、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会に県が参加している理由は何ですか。

○**渡久山盛清住宅課長** 先ほど少し触れましたが一先ほどから話題になっております財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定なのですが、この協定につきまして、先ほどこの履行をだれがどう求めるのかという話がありまして、これは県議会でもたびたびこの話が出ております。その中で、県としては、入居者の方々と事業者が共通の場で話し合える協議会の開催に向けて、お互いに努力する必要があるという答弁をしております。これに基づきまして、私どもは旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の設置の準備をいたしました。先ほども申しましたが、その参加者の了解、同意を得まして立ち上げてきたところですよ。この財団法人郵便貯金住宅等事業協会の担当部局であった土木建築部、その中の住宅担当課であった住宅課、私住宅課長が当推進協議会の関係者として参加させていただいております。

○**嘉陽宗儀委員** 今の大きな争点は、財団法人郵便貯金住宅等事業協会ですが、住民の側から言えば、県が関与して一当時の専務理事も参加して住宅課長も参加して、当然県がきちんとリードして問題を解決してくれるだろうと思っているのですよね。ところが皆さん方は、自分たちはもう責任ありませんよという立場で一貫している、僕から見たら。皆さん方は、責任がない立場でこれに参加しているのですか。どういう責任が伴うのですか、県の職員が参加するとい

うことは。全く無責任で参加しているのですか。

○渡久山盛清住宅課長 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定の履行を求める立場では参加しておりません。

○嘉陽宗儀委員 何のために参加しているのか。あなた一個人が参加しているのではないでしょう。県の住宅課長として参加しているのでしょうか。何で住宅課長が参加するのですか。総務部秘書課のだれか参加すればいいのではないの、関係ないのであったら。組織的な行政上の責任が問われるから、皆さん方も参加して、やはりきちんとそのことはただしておかないといけないと思うのだけれど。これはだれが参加してもいいわけではなくて、組織的にきちんと、これに入っているでしょう、住宅課長として。なぜあなたは住宅課長ということで参加しているのか。全く権利なく参加しているのか。これはどうなのですか。ほかの人でもいいのでしょうか、ただの調整役だけだったら。

○渡久山盛清住宅課長 先ほども申しましたが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の担当課であったこと、それから住宅行政の担当課であるということで参加しております。

○嘉陽宗儀委員 今の理由であったのなら、やはり解決しなければならないという立場があるから参加したのですか。

○渡久山盛清住宅課長 先ほども申しましたが、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の設置要綱にも書いてありますが……。

○嘉陽宗儀委員 繰り返すはいらぬよ、聞いているから。問題は、わざわざあなたが住宅課長として参加しているのは何のためですか。一般職員でもよかったわけでしょう。

○渡久山盛清住宅課長 私も参加する必要があるだろうということで、構成員の一員となっております。先ほども申しましたが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定にありますいろいろな事柄を履行する立場にはありませんので、ただその再開発事業でいいますと、再開発事業が円滑に進むようにそれぞれの意見交換の場、信頼関係を築く場が必要だろうということで私どもは参加しております。

○嘉陽宗儀委員 私は今、だろうということを聞いているのではないのですよ。なぜあなたが、わざわざ住宅課長として参加するのかと。一般職員が参加してもいいのか。しかし、だろうと言っても、責任も伴うから役職でわざわざこの業務、事業性について、行かざるを得ない県の仕事があるのであったら行ってもいいけれど、服務規律違反になるのではないですか、関係ないのに仕事の責任を負わされたら。仕事だったら責任とらされるよ。

○新里榮治建築都市統括監 参加の経緯は、住宅課長が答えておりました。それで、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の目的は、再開発事業の円滑な推進ということでございますから、事業となりますと、当然事業主体は事業者ということが前提ですので、そういう事業に関しての主体的な権限と申しますか、それは県側にはありませんよということがまず1つです。あくまでも事業主体が行う事業でございますので、それを前提にして一ところがこの事業を円滑に行うためには、やはり入居しておられる方がおりますので、その方々の理解も得ないとこれはうまくいきませんから、それを円滑に推進する立場、住宅行政の立場も含めて、それで旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を立ち上げておりますので、そういったことで住宅課長も含めて参加をしているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 僕の認識では、当然事業主体は別だけれども、県の行政責任が明確だと思うのですよ、こういう住宅政策については。その立場から、住宅課長が参加して、積極的に円滑に事業を推進するために、一つの権限を持ってかかわっているというのは、非常にいいことであるわけです、逆にそうであれば。しかし、今は全く権限もありません、ただ参加していますだけみたいになっているから、僕はこれはおかしいのではないかと申しているわけであって、当然、本来ならば住宅課長も参加して、専務理事や土木建築部長が参加してこれを取り仕切って、民間任せではなくて、このように困難になっている場合には、ちゃんと皆さん方のほうが逆にリードして解決していくべきですよ。それをやらないで、自分たちはただ参加しているだけですよという説明になっているから、これではいつまでたっても解決しないと思うから、僕はそういう苦言を呈しているのです。今後どうするのですか。

○新里榮治建築都市統括監 県がかかわって組織的に動く場所が、この旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会でございますので、県といたしましては、

今後とも那覇市と連携して、事業者、入居者を含めた当協議会の中で、その目的に沿って事業達成に向けて、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 問題は、県が組織的に最初からかかわってきているわけだから、最後まで組織的にかかわって解決するまで頑張ってもらいたいと思うのですよ。それで僕はそういう質疑をしているのです。円滑に推進するという立場からは、当然それに関する責任問題もやはり伴うわけだから、それはきちんとやってください。それから、土木文化環境委員会で現場を見ましたよね。僕は怖くて、4階の渡り廊下を歩くのも足が震えるぐらいでしたよ。その耐震の調査資料を見ると、鉄筋の強度から老朽化というのかな、これを見たら、とにかく住宅として存在してはいけないような大変な数値が出ていますね。この調査結果は知っていますか。

○渡久山盛清住宅課長 多分その資料は、第2回旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の場で、事業者がその会議に提示したものだと思いますので、これは見ております。

○嘉陽宗儀委員 当然、住宅課長はこの種の専門職だと思うのですが、この調査結果における強度を見てどう感じますか。

○渡久山盛清住宅課長 この中では、コンクリートの圧縮強度で、それから鉄筋の位置する周辺部分の塩分含有量のチェックですとか、それからコンクリートの中性化の深さ、鉄筋の腐食度、それからひび割れなどいろいろ書いていますが、例えば、コンクリートの圧縮強度、それから塩分の含有量、それから中性化につきましては、これは大分ひどい状態だなという感想を持ちました。旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の場でも、これはちょっとひどい数字なので、全入居者の方々に丁寧に説明する必要があるのではないですかと、その場で発言しました。

○嘉陽宗儀委員 専門的な立場だけで見たら、身震いするぐらい、身の毛のよだつというか、ちょっとでも振動したら、みんな総崩れになるのではないかと思うような数値だと思うのですよ。壁面の写真も見て、現場もみんな見ていますから、これはよくわかると思うのですが、この数値が余りにもひどすぎる。こういうところで生活して、もし何かがあったら一ちょっとした地震で、あるいは恐らく下から崩れ落ちる危険性が非常にあるのですよね、この数値を

見たら。鉄筋もぼろぼろで一僕も家を壊すときに、ちょうどあの年代につくってみたら上等だったけれど、ユンボ－油圧ショベルで1回やったら、ばらっとみんな崩れていったからね。全く同じような状況で総崩れになる。そして、多くの県民の命が失われる危険性がある。これは、現状認識としてあるかどうかですよ。まだ大丈夫だと思っているのですか。あるいは、ちょっとでもやったら本当に下から一下はみんなコンクリートだから、がらがらと全部崩れる危険性があるという認識ですか。まだ、大丈夫だと思うのですか。

○渡久山盛清住宅課長　そういう判断は、まだ私のほうではつきかねます。ただ数字につきましては、先ほど申し上げたとおりの感想を持っております。

○嘉陽宗儀委員　その数字というものは何ですか。

○渡久山盛清住宅課長　こちらのほうに書いておりますけれども、コンクリート圧縮強度の具体的な数字ですが、平均強度が14.5ニュートンですとかいろいろ細かな数字が書いてあります。それが実際にその当時に使われていた標準的なコンクリートの強度からすると、設計基準強度よりも下回っておりますので、半分かどうかその辺はどういうコンクリートの設計条件強度だったのかわかりませんので－ただ、そのとき標準的にこうであったらと思うものからすると下回っておりますので、その他の数字も含めて普通に考えると、ちょっと低い数字だという感想を持ったということです。

○嘉陽宗儀委員　これは同じ数字を見ても、例えばコンクリートの圧縮強度の平均値は14.5、現設計基準強度は24.0でしょう。半分ですよ。今、それが大したことがないというぐあいに理解しているのであったら、専門家としての資質が問われますよ。

○渡久山盛清住宅課長　私が、その当時標準的だろうと思って想定したものは、180キログラム重程度－おおむね18.0ニュートンのコンクリート圧縮強度です。ですから、それよりも下回っておりますので、24.0ニュートンになると大分強度の高い、現在でも強度の高い物を使うのかなと思いますけれども、その当時からすると、180キログラム重－おおむね18.0ニュートンであるのかなと想定したのが私の感想です。

○嘉陽宗儀委員　だから、強度の場合には、例えばコンクリートの場合には、

ただポイントで強度テストしても中身がこの石に当たったりして、いろいろな数字がばらばらになっていますよね。どういう場合を見るかといったら、やはり崩落する、ぼろぼろになっているかどうかという問題についての認識がないと、今のような楽観的な答弁になるのですよ。問題は、その他の数値を見てから一鉄筋の腐食度調査では断面積で30%を超える欠損だとか、危険度が進行していますよと指摘しているのに、この老朽化の進行ぐあいについての深刻度がどうなっているかということについては、県として、土木建築部長、改めてきちっとしたほうがいいのではないですか。本当に何かあったら、これは大変な責任問題になりますよ。

○新里榮治建築都市統括監 先ほどの調査結果は、株式会社バークレー・リアルティー沖縄リミテッドが調査しているわけですが、その結果を見る限りにおいては、やはり危険性は高いという認識を持っております。あわせて、那覇市も同様な認識から勧告も出たものだと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 そういう認識があれば、前提は了解しますよ。やはり危ないという認識があれば、それをどうするかですよ。ゆっくりでいいのか、どうしても大急ぎでやるのか、いずれですか。極めて危険だという共通認識には……。

○新里榮治建築都市統括監 旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の話になりますが、もともと建物の老朽化だけが理由ではありませんが、再開発ということを目的に事業者も考えておりますし、そのようにまた旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会も立ち上げてやってきたわけですので、再開発が先の目的ということであろうかと思いますが、その前に、今のような状況を改善するためには、危険性のある建物から安全なところにやはり移動していただくということが、まず一番最初に準備としてやるべきことではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 この危険な建物から立ち退いてもらうとあって、聞かない方には裁判も起こされているのですか、出て行ってくれと。

○渡久山盛清住宅課長 1号棟につきましては、明け渡し請求をしたということで、事業所のほうに確認はしております。

○嘉陽宗儀委員 やはり基本的な問題は、危険であれば早目に再開発も含めて、

新しくつくって優先入居をさせる契約をして、安心して一時的にどこかへ移る、こういう段取りをするならわかるけれど、壊れたら危ないから、法律的に強制立ち退きさせるといふ、こういうやり方はいかかなものかと思うのですけれど、どうですか。

○新里榮治建築都市統括監 これは、事業主の最終的な判断ということでございますので、その判断についてコメントする立場にはないと考えております。いずれにしましても、県としてはできるだけ早く次の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会を開催して、その後の状況の変化とか、あるいは事業者の情報の開示、そういったものを進めていくという考え方でございます。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも、今いろいろなことを言われております。株式会社パークレー・リアルティーズ沖縄リミテッドについては、つくる気がないのではないかと、ここは委員会ですからそれ以上のことは言いませんけれども、やはり多くの人が疑問を持つような動きが今あるわけだから、やはり皆様方は、財団法人郵便貯金住宅等事業協会から引き継いだときの協定どおり、きちんと建物をつくって入居できるような措置をとらないといけませんよ。無理やり首をつかまえて出て行くと、後は何も知らないぞではまずいから、少なくとも、出て行く場合でも、いつまでに建物をつくって入居できるように、現在の居住者は優先入居の資格がありますと、その辺はちょっと皆さん方で指導して、早目に円満解決できるような努力はすべきではないですか。

○新里榮治建築都市統括監 繰り返しになりますが、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の場を通しまして、双方の理解を得ながらこの問題が解決に向かうように、県としても取り組んでいきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 ここと県がどういう関係かわからないけれども、疑われるようなことになったらまずいから、少なくとも居住者の皆さん方が本当に県はよく頑張っていると評価されるように、ちょっと襟を正して頑張ってください。

○新里榮治建築都市統括監 私どもは、これまで旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の中で頑張ってきたつもりでございますし、今後とも一生懸命取り組みたいと思いますが、一方で、建物の老朽化が進むという状況もあるものですから、そちらのほうも非常に心配しております。ですから、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会は、あくまでも入居者の代表の方々に参加を

していただいているのですが、入居者の方々への情報も含めてしっかり情報を交換しながら、できるだけ共通認識を持って取り組むように促していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 後の委員も続くでしょうから、私はそのくらいにしておきますけれど、この前現地調査をして古島団地の自治会の皆さんから話を聞いたら、本当に胸が痛む。夜も安心して寝られないと言っていますから、少なくとも県が加わって、早目にそういう苦難の軽減というのか、あるいは何とかするようになしてください。

次に、沖縄市泡瀬干潟について聞きますけれども、私が一般質問で泡瀬干潟の問題について問いただしていますけれども、的外れな答弁しかしていないのですよ。それで、この県議会での答弁との関係から言えば、東部海浜開発事業について、審議結果等を踏まえて土地利用計画の精査を行っているところでありますと答弁していますけれども、この精査はどこまでできていますか。

○神田豪港湾課長 先ほど発言されたように、現在、沖縄市において精査や検証などの作業中でございます。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長ね、どこまでできているのかと聞いている。精査をやっているところでありますという答弁はあるからいいよ。その精査はどこまでできていますか、その中身は。

○神田豪港湾課長 一般質問でもありましたように、これまで東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会などそういうものを踏まえまして、その中身について数値とかいろいろなデータの取り扱いとか、そういうものを精査しているところです。

○嘉陽宗儀委員 もう一回聞きます。どういう精査で、精査の中身はどこまでできていますか。

○神田豪港湾課長 各種の統計データとか調査報告書とか、もしくは類似施設、建物とかそういうものをもとに、いろいろな需要や施設規模にかかわるいろいろな計算、考えがありまして、それについて精査なり検証なりをやっている途中でございます。

○嘉陽宗儀委員 あなたが私への答弁書でスポーツ云々と書いているけれども、ここの需要予測は幾らになっていますか。

○神田豪港湾課長 その需要予測とか施設規模とかその辺も含めまして、精査しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 需要予測は幾らでやられていますか。これが根幹ですよ。

○神田豪港湾課長 需要予測や施設規模など、第5回の東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会を出しておりますけれども、その内容については今、精査、検証中でありまして、最終的にこうだというのは正式には上がってきておりません。

○嘉陽宗儀委員 私は、ずっと沖縄市にかかわって聞いているけれど、根拠がない。需要予測も最初は500何十万人から200何十万人減らすけれども、その根拠がないのだから、それを精査しているというから。今、沖縄市がやっていますと言うのならいいけれど、県が精査をしてああいうずさんな計画をそのまま進めさせるのですか。精査という言葉を使ってはだめですよ。沖縄市が今やっております、それを見守っていますぐらい言わないと。県が精査しているのですか、本当に。

○神田豪港湾課長 先ほども申し上げましたけれども、精査は沖縄市が主体となってやっております。我々は、いろいろな報告やら必要があれば助言などをやっているところです。

○嘉陽宗儀委員 県が精査しているというから、僕はそう聞くのですよ。沖縄市が今精査をしています、報告を受けてから検討しますぐらい言ってもらわないと。僕は、県の責任を徹底して追求するわけだからな、やっているのであったなら。やっていないのであったら追求しようがない。やっているのですか。

○神田豪港湾課長 沖縄市のほうから正式に上がってきたら、それをまた精査していきたいと考えています。

○嘉陽宗儀委員 そういうことで、皆さん方は精査していないのだから、今沖縄市が鋭意事業計画を作成中でありましてという答弁をすれば、私はそれ以上言

いません。それでいいですか。私も精査しているので、あなたも精査しているのであったら、精査の中身を今議論しようと思っているので聞いているのだけれども。ただ、あなた方がやっていないのであったら、私は自分で精査しているから議論にならない。

○**神田豪港湾課長** 現在、沖縄市においては、東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の審議結果等を踏まえ、土地利用計画の精査を行っているところであります。

○**嘉陽宗儀委員** だから、やっていないわけだ。県に聞いているのであって、沖縄市に質疑しているのではないのだから。泡瀬干潟についてはたくさんあったけれど、やめておこうね。陳情に関する説明資料の52ページの処理概要の中で、本事業は控訴審判決を踏まえて中断しておりますが、沖縄市長は第Ⅰ区域については推進するとしており、県としては、地元の要請にこたえるためにも、沖縄市による土地利用計画見直しを踏まえて云々と書いてあるけれども、沖縄市長選挙があって、従来の第Ⅰ区域推進という問題については、ちょっと方針を変更しているのに、皆さん方はこれを確認していますか。沖縄市長選挙の公約で、従来の第Ⅰ区域推進からこの選挙で方針が変わっているのですけれど、これを確認して処理概要に書いているのですか。

○**神田豪港湾課長** 沖縄市に第Ⅰ区域推進だと聞いて、今までどおりそうだと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** いつ確認していますか。第Ⅰ区域推進というものは、いつ確認したのですか。

○**神田豪港湾課長** 沖縄市とは、先ほどの精査の件もありまして、いろいろな現況の説明とかを受けておりますので、その中で特に前と変わったという話は聞いておりません。

○**嘉陽宗儀委員** いつやったのですかと聞いているのです。日にちは。

○**神田豪港湾課長** いつということではなくて、さまざまな調整を常日ごろから連絡を取り合ってやっております。その中で、方針が変わったということは聞いておりません。

○嘉陽宗儀委員 沖縄市長選挙で、いろいろ市長候補とこの泡瀬干潟問題についての政策協定を結んで、それに基づいて市長選を戦うわけですね。そうですけれども、その中でも明確にこれはしているのだけれども、それ以後も勝手にしているのがあったのなら、また沖縄市に僕は行って、約束違反だと言わなければいけないけれど。日にちを言わないと、あるいは県に言った前の話ですよと言ったら、僕もそれ以上振り上げたこぶしをおろしよがなくなくなる。だからいつですか。

○神田豪港湾課長 常日ごろから、連絡とか電話とかそういうものが非常に多いのですけれども、いつ何を言ったとかそういう記録というものは特にとっておりません。

○嘉陽宗儀委員 まあしようがないけれど、その精査の中身も今の状況をきちんと議場で聞いているわけだから、第Ⅰ区域推進については方針も変わりましたという沖縄市長選挙の公約、これはちゃんと皆さん方は確かめてください。いいですか。

○神田豪港湾課長 わかりました。

○嘉陽宗儀委員 次に、伊平屋空港の問題、これは陳情に関する説明資料の6ページかな。この空港建設に向けた課題解決の中で、航空会社の問題がありましたけれども、それ以外に課題は何かありますか。課題解決に向けて協働で取り組んでいるところとあるけれど。

○伊佐実春空港課長 空港は伊平屋村の野甫島につくるのですが、伊是名村の住民の方にも利用していただくことであります。そういう意味でいくと、伊是名島と伊平屋島の間海上交通というものが、1つの課題になってきます。それについて今、伊平屋村と伊是名村で協議を進めているところであります。

○嘉陽宗儀委員 前に問題になっているのが、嘉手納ラブコン、制限空域との関係もあったのではないかという記憶がありますけれど、それはもうないですか。

○伊佐実春空港課長 それは、訓練との関係ですか。

○仲田文昭土木建築部長 制限空域につきましては、私の記憶している範囲では伊是名村は制限空域はきついといいますか、段階的に非常に厳しいということで、ここはちょっと無理だということです。伊平屋村ですと、通常の緩いといいますか、それがあるのでその辺のものを協議すれば、運航とすれば問題はないという状況であります。

○嘉陽宗儀委員 今度は陳情に関する説明資料の56ページ、伊平屋・伊是名架橋ができない理由に費用対効果の問題が出されていますが、これはどういうことですか。

○金城淳道路街路課長 県は、新たに新規の事業化を検討する場合に、費用対効果もチェックしているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは、一応試算はしているのですか。

○金城淳道路街路課長 過去に試算した結果を見ると、0.41ということになっています。

○嘉陽宗儀委員 0.41だと相当数字は離れていますね。伊良部架橋の費用対効果は幾らですか。

○金城淳道路街路課長 今ちょっと手元に持ち合わせていません。

○嘉陽宗儀委員 なぜこの質疑をしているかというのと、私は現場でも言いましたけれども、ああいう離島振興という場合に、費用対効果だけで見るとつくれるわけではない。伊良部架橋が、費用対効果で問題があると言いたいためではないのですよ。そうではなくて、住民のために需要があって、離島振興につながる、住民生活の向上につながるという場合には、検討すべきだという立場です。そういう意味では、余り費用対効果だけ言わずに、やはり向こうを振興するためにはどうするかということでちょっと議論、頭をちょっと切りかえて一費用対効果を言っていたらいつまでもできないのだから、発想の転換をしてほしいことを要望して終わります。

○仲田文昭土木建築部長 伊是名島、伊平屋島の間架橋につきましては、過

去に大分前に調査した結果でありますけれども、社会状況の変更とかあり得るかと思えます。また、飛行場の件については、伊是名村と伊平屋村の両方で一つということを考えておりますので、それを一体化することによって、また相乗効果が出ることも考えられますので、この辺の費用対効果一確かにおっしゃるとおり、一辺倒だけでは判断できる問題ではないと思えますので、この辺はまた勉強していきたいと思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○**平良昭一委員** 陳情に関する説明資料の何ページというわけではないのですが、沖縄市泡瀬の埋め立ての件ですけれど、住民のほうからちょっと苦情がありまして、周りが囲われている状況の中で、今工事がストップしている中で、中にある水が汚泥化しているということで、これからの台風の時期になると当然、越波して越えてきて、そのままこの汚泥がほかの海域に散らばってしまうという苦情があるのですけれど、その辺の対策としてこれからどうするつもりですか。

○**神田豪港湾課長** 現在、閉め切って一部を埋め立てしているのですけれども、国の施行場所でありまして、そういうおそれがあるということでしたら、国のほうへもちょっと情報を流していきたいと考えております。

○**平良昭一委員** これは、対策として早急にやらないといけないような状況だと思うのですよ。私は現場を見ていませんけれど、そういう話が聞こえるものですから。県の事業ではないかもしれませんが、海域を守るためであれば、当然その対策はすべきだと思いますので、その辺はぜひ国と連携してほしいと思います。

それともう一点、伊平屋空港と両方の架橋の問題は、両村からも当然セットであるという形の中で進められてきている事業だと思いますけれど、一つ県側の意向を聞きたいというのは、両村の合併の問題がいろいろあって、当然この架橋と空港の問題は、その条件になってきたと私は聞いてきているのですよ。その費用対効果の問題だけではなくて、これが実現可能であれば、両方の合併という線のほうを先にしていったほうが、事業としたら楽になるのかとったりもしますけれど、県の考え方としてはどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 おっしゃるとおり、両村の合併の問題がありまして、残念ながら一つにならなかったのですけれども、一つにすることで、行政コストの削減とかいろいろな福祉の面で、合併することによって行政のメリットが出てくると思います。しかし、それは物理的に結べば、なお相乗効果が出てくるのではないかと考えています。それから、船舶の問題ですね。2つの村でそれぞれ持っていますね。1つで当然海路も空路も必要ですので、物資を運ぶという観点からしますと、やはり市町村合併がその事業に非常に大きなウエートといいますか、重要な部分を占めてくるのではないかという認識は持っております。

○平良昭一委員 伊平屋空港の件で伊平屋空港協議会、これに県も参加しているはずですが、その中で県のほうからそういう提言をなされるようなことは難しいですか。

○伊佐実春空港課長 伊平屋空港協議会というものは、P Iーパブリック・インボルブメントを前提として、P Iをどういう形で進めるかということと、あとは今言ったように伊平屋村、伊是名村の両方にフェリーが就航しております。空港ができると、どうしても一部のフェリー業者が空港に流れるということもありまして、フェリーの一元化とかそういうことも検討していくという形の中で、議論は進めております。今言った一元化については、伊平屋空港協議会での議論の対象外のような気がします。

○平良昭一委員 これは対象外ではないと思います。今、市町村合併をしたほうが成功するウエートが高いと言っているわけですから、これはP Iーパブリック・インボルブメントだけの問題ではなくて、当然この伊平屋空港協議会の中で、伊平屋空港を実現するための問題であれば、両村の合併、そして架橋の問題も含めてやるということは、県が指導してもいいと思うのですよ。その辺、空港だけの問題ではなくて、大きく見てどのほうが実例的に成功の割合が多いかということを考えていくべきものだと思いますけれど、いかがでしょうか。

○仲田文昭土木建築部長 伊平屋空港協議会の中では、当然ハード面は私どもでやりますけれども、ソフト面ーエアラインの就航につきましては、企画部交通政策課がかかっています。それからフェリーの航路の話ですね、そういう意味では交通政策課のメンバーが入っておりますので、その辺もやはり認識としては両方のものを持っております。それから市町村合併についても、関係す

る部局とそういうことも含めて、我々も広く議論といいますか、それをやっていきたいと思っています。

○平良昭一委員 いろいろ調べてみると、両村の合併のときに調印する1週間前に頓挫している経緯があるわけですよ。何が原因かわかりませんが、やはりそういう大きな事業目的があるのであったら、県が間に入ってそういうことも必要ですよということを助言するということは大事だと思いますよ。近い島ですけど、意外にこういうことで仲間割れしているところもありますから、間に入って両村の生き残りのためには、一つになって頑張っていってほしいですよというぐらいの助言は必要だと思いますけれど、そこら辺はいかがでしょうか。

○仲田文昭土木建築部長 土木建築部と各市町村長との意見交換の場がございますので、その中で私どもの考えといいますか、その辺の助言ができるものがあればやっていきたいと思っています。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情に関する説明資料の24ページ、下地島空港の件でお聞きしますが、株式会社日本航空が5月から訓練を中止して、再開のめどはないという報道がありました。下地島空港施設株式会社の運営上、もしこのまま実機訓練が再開されないとしたら、今後の経営はどういう状況になるかという見込みをしておりますか。

○伊佐実春空港課長 下地島空港施設株式会社は、株式会社日本航空と全日本空輸株式会社が共同出資で、訓練関係の地上業務をやるためにつくった会社であります。ただ同会社は、それ以外にも旅館業とか建設業というものも行っている状況がありまして、またその訓練関係の業務がどれくらいあるかというのは、県のほうではちょっと把握しておりませんので、その影響というものは現時点では把握しておりません。

○高嶺善伸委員 皆さん、下線でちゃんと書いてあるのではないの。平成21年度時点の累計で、訓練回数と訓練実績というものを数的に把握していて、その前提で皆さんは影響があるということでこういう書き方をしているのではな

いですか。

○伊佐実春空港課長 これは、訓練した方の訓練回数と人を書いております。今言ったように、下地島空港施設株式会社の人がどれくらいこれにかかわって業務をやっていたかというものは、ちょっとうちのほうで把握しておりません。

○高嶺善伸委員 ちょっと無責任じゃない。下地島空港をつくるときには、大きな事件を起こしてでも必要だからということで、地域活性化のためにつくった経緯があるのですよ。この陳情にもあるように、地域活性化のために下地島空港をどう生かすかというのが陳情の趣旨でもあるのに、今一方の株式会社日本航空がこういう状態で訓練に使わないとなると、例えば2009年度では、1万9045回の訓練回数のうち、株式会社日本航空は9610回実施しているということだから、そのために株式会社日本航空の施設使用料が年間3億円減ると、新聞で報道されているのですよ。空港管理者である県が全く数字を把握していないというのは、地元に対して大変失礼ではないですか。

○伊佐実春空港課長 下地島空港の運営については、今言ったように3億円を株式会社日本航空が年間維持費として支払うことになっています。これについては変わりありません。下地島空港施設株式会社—これは民間の会社なのですが、そこは今言ったように、地上の業務についてJAL—株式会社日本航空の業務を担当していると思うのですが、それについてどの程度影響があるかについては、まだ把握していないということであります。

○高嶺善伸委員 宮古島市議会での答弁では、これだけの訓練の減少によって業務は縮小すると言っているのだから、あの小さな島の雇用に大きな影響が出てくるのですよ。この訓練の見込み違いというものは、この陳情の趣旨からして、もっと活性化してもらいたいというのに、現状は、訓練の撤退、収入減、業務の縮小、解雇こういう問題につながっていくので、空港—やはり設置及び管理者としては、この陳情の趣旨に沿って、株式会社日本航空の訓練中止に伴う影響をどう考えていくかということは、僕は重要な行政の責任だと思っているのですけれどね。特に、離島であり雇用というものは、下地島空港ができることによって大きな期待があったのですよ。そういう歴史的な経緯を考えたら、空港設置管理者というものは、私はそれなりの責任があると思うのですよ。そのことを聞いているわけですよ。

○仲田文昭土木建築部長　今回、この陳情が出てきた時点と今回のタイムラグがありますけれども、答え方が適切かどうかは別にしまして、今回の訓練回数が減るということは、本会議でも答弁しましたけれども、JAL－株式会社日本航空の再建計画の中で、新人パイロットはもう採用しないということがありまして、新人パイロットが主に下地島空港の訓練場を使ってきたわけございまして、それで当面の間中止するという事になっております。県としましては、やはり重要な訓練で運営に非常に大きく影響しますので、早目に再開できるようなことを望んでおります。それから運営費につきましては、覚書－下地島空港の操縦訓練使用に関する覚書のほうで交わされておりました、この訓練費用については2社といいますか、現在、JAL－株式会社日本航空とANA－全日本空輸株式会社との両方で持っておりますけれども、それが同覚書で交わされておりますので、今後ともその覚書が引き続き守られていくものだと思っております。それから、子会社であります下地島空港施設株式会社につきましては、どういう影響が出るかということと同会社に直接問い合わせているわけですが、現在、この会社のほうでも把握できないという状況でございます。それが把握できた時点で、県としてできるものについては、検討していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員　これぐらいにしておくのですが、覚書－下地島空港の操縦訓練使用に関する覚書の内容がどういう内容かわからないけれど、新聞報道では、この訓練を中止する5月以前は月割りで施設使用料を払ったとあるものだから、5月からは施設使用料が入らないのだなど。1年間で株式会社日本航空の3億円が入らなくなったら経営もうまくいかないし、解雇の問題とか地域経済に大きな影響があるのではないかということで、私はあえて取り上げて－もちろん陳情の趣旨とタイムラグがあるのはわかりますけれども、重要、重大な問題として把握すべきだと思っておりますよ。なぜ私たちはそれを言うかということ、今までみんな農地を失って、その分こちらで雇用が発生するからということで一部組合をつくったりいろいろ関与していた人たちが、この下地島空港施設株式会社ができ、全部排除されて、要するに経営の合理化のために、地元へのメリットがほとんどなくなっていると言うのですよ。その上に立って、もし株式会社日本航空の訓練中止によってさらに解雇が進むということになれば、地域経済にとって、下地島空港は何だったかという問題が出てくるのですよ。だから、ぜひその残地の活用部分も含めて、何とか地域活性化の拠点として下地島空港が生かせるようにという期待が陳情に込められていますので、今起きたマイナス要因を含めて、県が地元の宮古島市とも相談しながら、この会

社の今後の経営であるとか、あるいは残地の活用についても、もう少し積極的に話し合いをする必要があると私は思っております。これは要望だけ申し上げておきますので、次回の土木文化環境委員会でこの話はきちんとお聞きしますので、資料は調査してまとめておいてください。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 陳情に関する説明資料の31ページと44ページ、安謝川河川改修工事に関する陳情についてですが、44ページのほうには、平成22年度から当該地区の整備を予定しているという処理概要の変更がありました。この現場はどうなっているのか少し説明いただけませんか。

○**濱元盛充河川課長** 現在、進めておりますボックスカルバート改修工事につきましては、陳情に関する説明資料の44ページに書いてございますが、平成20年度に工事を発注してございます。アンダーラインを引いた平成22年度という部分は繰越予算ですから平成21年度でもよかったのですが、実際に工事を着手するのが平成22年度、つまり今年度を見込むものですから、時点を変えて平成22年度と書いたものでございます。

○**照屋大河委員** 陳情者と県との関係、工事の関係はどうなって、蛇行案、直進案、あるいは諸条件がありましたね。その全般にわたって、ちょっと現状の説明をお願いしたいのですが。

○**濱元盛充河川課長** 県としましても、できるだけ話し合いによる和解をしたいということで進めてきたところでございます。相手が福祉施設でございますので、できるだけ施設運営にも支障のないように進めてまいりました。これまでは、話し合いで解決したいということで進めてきたところなのですが、昨年度末に若干状況が変わりまして、あちらの社会福祉法人伊集の木会知的障害者授産施設那覇学園のほうで代理人を立てまして、代理人が変更になりまして任意の話し合いができない状況になっております。

○**照屋大河委員** 調停か何かされているわけですか。

○**濱元盛充河川課長** 調停ではなくて、現在、進めているボックスカルバート

改修工事に関係する工事の差しどめ請求の仮処分の動きがちょっとございまして、施設の前の本工事と若干異なることなのですが、別の視点から申し入れがある状況です。

○照屋大河委員 続いて、きょうたくさん出ていますが、古島団地の件なのですが、過去に4回、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会が行われたということで確認していいですか。

○渡久山盛清住宅課長 4回開催しております。

○照屋大河委員 先ほどから、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会については、再開発事業が円滑に進むように、そういう目的を持ってということだったのですが、現場調査をして、事業者に話を聞くところによると、説明はありましたが、百年に一度の不況だ、再開発についてはお手上げだ、改築なんてできないというように感じてはいるのですが、過去4回の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会は、しっかり再開発事業を目的に据えて協議を行っていますか。

○渡久山盛清住宅課長 第1回の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会において、古島団地自治会からの質問で、再開発のめどはどうかと言われたときの答えが、先ほどの事業者側の答えだったのですが、それについては、その後の事業者の取り組みはどうかというやりとりがされています。それから、建物の安全性の問題も話題になっておりますので、その移転についても話題になっております。

○照屋大河委員 最初に古島団地自治会側から再開発についての質問があったと。それ以降については、再開発事業というよりは安全性の問題、あるいは移転先の問題、それが主だったということによろしいですか。

○渡久山盛清住宅課長 その後の取り組みについて、何回だったのかちょっと記憶が定かではないのですが、折に触れてその話も出ております。それと、安全の問題については、事業者のほうは大変気にしているようで、第2回の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会でこの調査報告を出して、ぜひこれを入居者の方々に説明したいという申し出が一次の第3回の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会ですか、全員に説明したいという申し出はありました。

そういうことで、安全にかかわる問題については、事業者のほうから数回その話が出されております。

○照屋大河委員 この旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会は、公開か非公開か、あるいは議事録等があるのかないのかというのはどうですか。

○渡久山盛清住宅課長 議事録はつくっております。どういう話題になるのかわかりませんので、4者合意のもとに議事録をまとめております。その話し合いの目的が、双方の情報を伝え合おう、話し合おうということですので、特に複数の入居者側については、古島団地自治会を通して伝えていただくということで、議事録も公開用と詳細版の2種類つくっております。公開用については了解を得て、関係者の方々に提示できるように取り扱っております。

○照屋大河委員 私たち県議会のほうに提供はできるわけですか。

○渡久山盛清住宅課長 そういふことであれば、4者の了解を得てお返事したいと思います。

○照屋大河委員 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定事項の履行に対する責任の件ですが、先ほどは、当事者である双方の責任だと。事業者と財団法人郵便貯金住宅等事業協会が、責任を持って同協定に係る事項を履行していくべきたどいふことで、もう一度確認してよろしいですか。

○渡久山盛清住宅課長 これまでも県議会で述べておりますとおり、財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定の履行につきましては、やはり当事者間の約束事ですから、それぞれ当事者間でその履行の確認と責任を果たすべきものだと思っております。

○照屋大河委員 当事者間というのは、今言ったように旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会と事業者である株式会社バークレー・リアルティーズ・沖縄リミテッドということに理解していいわけですね。

○渡久山盛清住宅課長 はい、そのとおりです。

○照屋大河委員 例えば、財団法人郵便貯金住宅等事業協会は解散してしまっ

て、現に古島団地に住む自治会の皆さんが、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会に加わって、問題の解決、相談、協議をされているわけですが、先ほどから聞いていて、これが履行されなかった場合の責任の追及について、法的には一教えてほしいのですけれど、住民側から事業者には損害賠償の請求はできるのですか。

○渡久山盛清住宅課長 どういうことについて何を対象にした損害賠償でありますとか、どういう問題の提起かちょっとわかりませんし、このことについては私どものほうではコメントできません。

○照屋大河委員 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定書の履行がなされなかったということに対する損害賠償を求めるといふことなのですが、同協定書では、何年までに再開発しますとかいろいろありますよね。その履行がなされないときに、安全性については所有者である事業主に責任があるのだという答弁をされていましたが、履行に対する責任、当事者間が責任を負うべきだということもおっしゃられておりましたけれど、それがなされなかったときには、古島団地に住む居住者としては事業者に対してそういう訴訟の提起ができるのかということですが。

○渡久山盛清住宅課長 訴訟のことについては、直接コメントすることはできないと思いますが、ただ財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定の履行につきましては、やはり当事者間の取り交わし事項ですので、当事者が相互に履行の責任と義務の確認をすべきではないかと思っております。ただ、この古島団地には管理者、事業者と入居者がおりますので、その賃貸借の関係がございますから、その点については、入居者も当事者として事業者との間のいろいろな話し合いとか義務の履行の確認はできるものだと思っております。

○照屋大河委員 例えばその履行については、当事者双方でというときに、居住者も賃貸借の関係からは当事者になり得ると。協議をするときに、ただ一方の履行の責任を求めるときに、その相互の責任においてという場合の相互については、財団法人郵便貯金住宅等事業協会と事業者を指していると思うのですが、財団法人郵便貯金住宅等事業協会は解散していますよね。解散していた場合に、先ほど訴訟の提起についてよくわからないということでしたが、例えば財団法人郵便貯金住宅等事業協会の事業・資産譲渡に関する協定を結んだとき

の理事長の責任とか、あるいは専務理事としての責任とか理事会の責任—4分の3の可決で承認されたということですが、そういう皆さんへの責任の追及というものはあり得るのですか。

○渡久山盛清住宅課長 今回の件につきましては、私のほうではお答えできないと思います。お答えできません。

○照屋大河委員 過去4回の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会においても、本来、再開発事業の円滑な推進を目的に掲げているとはいえ、ほとんどその再開発事業について協議されている現状にはないと僕は感じます。先ほどの報告から、そういう意味で安全性等について議論がされ、その監督官庁としての責任で那覇市から勧告がある。そうすると、所有者、管理者としての責任の名をもって、住民に対して退去の訴訟を起こす。どうしてもそのめぐりが、非常に悪循環になっていると思うのですよ。そういう意味で、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会に参加される県として、当初、当該推進協議会が掲げた最大の目的である再開発事業の円滑な推進という課題は進んでいけそうですか。実際、再開発について話し合いができそうですか。

○新里榮治建築都市統括監 まず、再開発の事業ということになりますと、先ほどもお答えしましたが、事業主は所有者、管理者ということになりますので、事業主の再開発事業に向けた取り組みというものが一番の基本にはありますが、その中で事業主の説明—今非常に厳しい状況ということを説明されておりますが、しかし再開発の予定といいますか、将来のそれは持ち合わせているということも確認しておりますので、今後の旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の中で、県としてもこの目的であります事業の円滑な推進を図るということに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○照屋大河委員 先ほど、委員から再開発構想の規模が大きなものであれば、少し縮小して1棟だけでもいいからという提案はできないかという話がありました。今、再開発について予定を持ち合わせているということで、事業者が言っているということでありましたが、現に計画や構想といった提案書のようなものの提出はあるのですか。

○新里榮治建築都市統括監 具体的な再開発の形というか構想というか、それを今提示できる段階ではないということ、旧郵住協団地（古島団地）に係る

推進協議会の場合でも発言をしております。ただ一方で、再開発を断念しているわけではないということですので、県としても今後、当該推進協議会にかかわっていくわけですから、その場で目的達成に向けて県としても取り組んでいくということになると思います。

○照屋大河委員 事業者が言う厳しい状況、そういう意味では、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の場合、会社の状況とかあるいは断念しているわけではないという再開発構想について、まず提出してほしいと、あるいは入居者についても、先ほどの裁判の中でも唐突に退去を命令されて、再開発の約束もないまま納得いかないというような新聞コメントもありますし、厳しいと言うならば厳しい状況をしっかり提示しなさい、あるいは再開発について断念しているわけではないというのであればしっかりその案を示しなさいということは、県から言うべきではないですか。その辺はいかがですか。

○新里榮治建築都市統括監 旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の進め方としては、午前中も説明があったかと思いますが、双方から議題について提案をしてもらって、それで議事を進行していくというのが今までの基本的な進め方でございます。その中で、今のような事業の提示ということが、これまでは先ほど申し上げたような内容で提示できる段階にはないということでした。これは一般論でございますが、逆に具体的な再開発事業を仮に持ち合わせていても、かなり具体化するまでは一通常外にはその事業というものはなかなか出ていくものでもないものですから、熟度としてどのくらいかというものは私どもにはわかりませんが、先ほど照屋委員がおっしゃったように、今できない状況あるいは今後の見通し、それについてもう少し説明を求めていくことは可能だと思いますので、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会でそういう話し合いをまたやってみたいと思います。

○照屋大河委員 先ほど、この件に対する決意も委員から促して皆さんのほうからありましたし、時間がたってしまうと自然と退去せざるを得ない状況になるのではないかという不安、あるいは安全性の問題も含めて傾く現状、屋根が落ちてくる現状も含めて、しっかり頑張るという決意は、今のように具体的に促していく、説明を促していくということで、旧郵住協団地（古島団地）に係る推進協議会の中で力強くやってほしいと思いますので、その辺はお願いをしておきます。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成20年第64号の2外20件の審査を行います。
ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。
下地寛文化環境部長。

○**下地寛文化環境部長** それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の土木文化環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続16件、新規5件となっております。

処理方針に変更がある6件について、御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

平成20年陳情第72号沖広産業の産業廃棄物安定型最終処分場内におけるクロルゲン類等汚染の浄化と、営業許可の更新を認めないことを求める陳情となっております。

なお、同陳情におきましては、改善命令発出後に、立入検査を実施して改善命令に対する措置が適正に行われていることを確認した旨を追加修正し、下線部のとおり、処理方針を変更しております。

それでは、処理方針を御説明します。

県が平成20年10月14日から17日に現地調査を実施したところ、木くず、紙くず等の混入が確認されたため、平成21年2月27日に改善命令を発出しました。

県としては、改善命令に対する事業者の対応状況を踏まえて、更新許可の可否を判断することとしておりましたが、監視等を行い、命令に従って作業が着実に進められていることを確認したことから、平成21年6月8日付で許可した

ところでは。

なお、改善命令については、平成21年9月25日、事業者から改善措置の完了届があったことから、平成21年10月5日に立入調査を実施して、改善命令に対する措置が適正に行われていることを確認しております。

資料の3ページをお開きください。

平成20年陳情第136号浦添の美しい景観と安心・安全で安らぎのある生活環境を求める陳情となっております。

なお、同陳情におきましては、県及び浦添市が事業所に対して防止対策の実施について指導を行ってきた結果、破砕施設は西原町の工業団地内に移設した旨を追加修正し、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは処理方針を説明します。

平成19年以降、県福祉保健所及び浦添市が事業者に対して防止対策の実施について指導を行ってきました。その結果、破砕施設は平成21年10月4日に西原町の工業団地内に移設したため、苦情の要因であった騒音や粉じん等は改善しております。

県としては、今後とも関係機関と連携し、騒音等による生活環境への影響が生じないように対策が実施されているか監視を行うとともに、影響が確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき厳正に対処していきたいと考えております。

資料の6ページをお開きください。

平成20年陳情第162号「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求める陳情となっております。

同陳情におきましては、平成21年3月に創設された沖縄県消費者行政活性化基金の上積みを行い、当該基金による取り組み状況等について追加修正し、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは処理方針を説明します。

県では、国の地方消費者行政活性化交付金を受け、平成21年3月に沖縄県消費者行政活性化基金を創設し、平成22年3月には基金を上積みし、総額で2億3427万3000円を造成しました。平成21年度から当該基金により、消費者行政活性化事業を実施し、消費生活相談員や職員の資質向上に資する研修の充実等に取り組んでおります。

平成22年4月からは、県民生活センターの職員を1名増員し、県民からの苦情、相談や啓発等取り組みを強化しております。

また、市町村についても、消費生活相談窓口の整備、拡充を働きかけるとともに、あわせて、増員する相談員の人件費を含む消費者行政活性化に対する助

成を行っております。

県としましては、市町村と連携を図りながら、消費者行政の充実・強化に取り組んでいきたいと考えております。

資料の10ページをお開きください。

平成21年陳情第33号読谷村産業廃棄物安定型最終処分場問題をめぐる行政処分に関する陳情となっております。

同陳情におきましては、改善命令発出後に、立入検査を実施して改善命令に対する措置が適正に行われていることを確認した旨を追加修正し、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは処理方針を説明します。

県が平成20年10月14日から17日に現地調査を実施したところ、木くず、紙くず等の混入が確認されたため、廃棄物処理法一廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている産業廃棄物の処理基準及び産業廃棄物処理施設の維持管理基準に違反しているとして、平成21年2月27日に改善命令を発出しました。

なお、改善命令においては、木くず等の埋立処分に対し、埋立廃棄物から木くず等を除去して埋立処分をやり直すことや、受入廃棄物の性状の確認の徹底・強化、展開検査及び選別作業の改善及び徹底・強化を命じ、また硫化水素ガスの発生に対しては、ガス抜き管及び排ガス処理設備の設置、覆土の徹底、廃石こうの埋立処分の自粛を命じました。

その後、平成21年9月25日、事業者から改善措置の完了届がありましたので、平成21年10月5日に立入調査を実施して、改善命令に対する措置が適正に行われていることを確認しております。

資料の14ページをお開きください。

平成21年陳情第190号男女共同参画の活動拠点施設「宜野湾市人材育成交流センターめぶき」の増築等への財政的支援に関する陳情となっております。

同陳情におきましては、平成22年度から国庫による財政的支援を実施する予定であることを追加修正し、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは処理方針を説明します。

県といたしましては、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割は重要であると考えており、市町村においてそれぞれの地域特性を踏まえたさまざまな施策が展開されるよう、市町村に対し情報提供や男女共同参画計画の策定等の働きかけを行うなど、連携強化に努めているところであります。

また、平成22年度から宜野湾市が事業主体となって実施する男女共同参画支援拠点施設整備事業に対して国庫による財政的支援を予定しております。

資料の15ページをお開きください。

平成21年陳情第191号の3じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」の創設とじん肺やアスベスト被害の根絶を求める陳情となっております。

同陳情におきましては、平成22年5月26日公布の石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の改正により、救済対象に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加されたことを追加修正し、下線部のとおり処理方針を変更しております。

それでは処理方針を説明します。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき救済基金では、救済の対象を中皮腫と肺がんのみとしていることから、それ以外の疾病についても知見を収集し、その取り扱いを検討するよう、九州地方知事会として、国に要望しておりましたが、平成22年5月26日公布の同法施行令の改正により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加されました。

また、給付金額についても労災補償制度との格差があることから、同様に格差を是正するよう求めております。

引き続き、各県と情報交換しつつ、石綿健康被害救済制度の拡充等を国に求めていきたいと考えております。

継続の陳情の変更分に係る説明は以上でございます。

次に、新規の陳情5件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

新規の陳情第68号について、御説明いたします。

陳情者は、糸満市長上原裕常氏であり、件名は、沖縄環境産業の産業廃棄物関連許可の取り消しを求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

有限会社沖縄環境産業代表取締役、金城俊一に係る産業廃棄物の不適正処理につきましては、地域住民から悪臭苦情が発生したことから、沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領に基づき、平成20年5月9日付で改善命令を発出するとともに、同年6月20日から7月19日までの30日間の事業停止命令を行いました。

しかしながら、その後も、不適正処理の事実が判明しましたので、平成22年2月24日付で悪臭の改善対策、廃棄物保管行為に対する改善命令を発出するとともに、同年4月1日から6月9日までの70日間の業務停止命令を行いました。今後とも、要領に基づき、厳正な対応をしていきたいと考えております。

次に、19ページをお開きください。

新規の陳情第69号について、御説明します。

陳情者は、糸満市議会議長上原勲氏であり、件名は、沖縄環境産業の産業廃

棄物関連許可の取り消しに関する陳情となっております。

なお、この陳情の要旨が陳情第68号と同じであり、処理方針につきましては、陳情第68号と同じとなっております。

次に、20ページをお開きください。

新規の陳情第102号について、御説明します。

陳情者は、日本の子供の未来を・守る会沖縄支部長山川幸子氏であり、件名は、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

人権侵害救済法案は平成17年の第162回国会において審議未了廃案となっております。

次に、21ページをお開きください。

新規の陳情第105号について、御説明します。

陳情者は、沖縄県芸能関連協議会会長照喜名朝一氏であり、件名は、沖縄県立郷土劇場の早期再建に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

沖縄県の文化・伝統芸能の振興を図る上で、郷土劇場は重要なものと認識しております。

このため、昨年度から沖縄県伝統芸能公演事業を実施しており、本年度はさらに同事業を充実する観点から、予算も大幅にふやし実施することとしております。

今後、同公演などの実績を踏まえて、劇場のあり方の調査・研究を進めていきたいと考えております。

次に、22ページをお開きください。

新規の陳情第126号について、御説明します。

陳情者は、特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金理事長、戸川久美氏であり、件名は、絶滅危惧種等の交通事故防止に関する陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

ヤンバル地域及び八重山地域は、亜熱帯の森林が広がり、多くの固有種が生息する生物多様性に富む地域であります。近年、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコ等の希少野生動物のロードキルが懸念されております。

こうしたことから、希少野生動物のロードキル発生を防止するため、国、県、市町村、警察署及び地域団体で構成するロードキル発生防止に関する連絡会議等のもとで、交通事故防止キャンペーン等の普及啓発、小動物保護型側溝等の道路環境の改善、負傷した野生動物の救護活動に取り組んでおります。

こうした中、平成22年に入り、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコの交通事故が例年になく多発したことから、環境省と沖縄県では、平成22年6月3日に非常事態を宣言し、ドライバーに野生動物に配慮した安全運転を呼びかけたところであります。

県としましては、引き続き、環境省など国の関係機関、市町村、地域団体との連携を強化し、希少野生動物の交通事故防止に取り組んでいきたいと考えております。

なお、同陳情につきましては、沖縄県警察本部交通部交通指導課長、吉永安彦からも処理方針の説明がございます。

○吉永安彦警察本部交通指導課長 陳情第126号絶滅危惧種等の交通事故防止に関する陳情について、御説明いたします。

県警察におきましては、イリオモテヤマネコやヤンバルクイナ等が交通事故の犠牲となっている地域等を含め、すべての地域において交通事故防止を図るため各種指導、取り締まりを実施しているところであります。

今後も引き続き、交通事故防止活動に取り組んでまいります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 土木文化環境委員会陳情案件資料の2ページ、平成20年陳情第72号について、改善命令については改善したことを確認したというのですけれども、しかしこの業者もなかなかしたたかたか、皆さん方は何回か繰り返し改善命令を出しているのではないですか。

○下地岳芳環境整備課長 改善命令そのものは今回が初めてで、その前に保健所の衛生監視員が立ち入りするときに、口頭で指導したことを文字にして、注意表に記して発行するというものは何回かあります。

○嘉陽宗儀委員 産業廃棄物は非常に難しい分野だと思うのですが、皆さん方がたびたび立入調査をして改善命令を出しても、なかなかきちんと応じないというのがあちこちで出ていますよね。これについて、皆さん方の改善命令の仕方が弱腰だからという県民の声もあるのですけれども、それをどう受けとめますか。

○下地寛文化環境部長 これまで、やはり監視指導のあり方というものは、少し弱いところがあったというのがあります。そういうものもありまして、昨年12月28日に産業廃棄物を含めて、事業者に対して安定型最終処分場の指導の方針みたいな通知を出して、やはり法令遵守であるとか、そういったものをしっかりやるように、例えば県としてどういう形で監視指導をやるかという指導計画も、県の中でつくって対応しようとしておりますので、今後はそういう意味で、そういった計画などに基づいて監視指導はしっかりやっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 非常に心強い答弁だと思いますが、私も今まであちこち文化環境部長にも個人的に幾つか報告したと思うのですけれども、やはりしたたかに行政が言ってもどうせ取り消しはしない、命令を繰り返すだけであってということがやはり若干ありますので、これについて今やはりきちんと基準もつくって、この場合には取り消しするというのを明確な方針をもって臨んでほしいと思います。

それで、土木文化環境委員会陳情案件資料の18ページ、糸満市から出ている新規の陳情第68号ですね、陳情の中身を見ても、処分業者であるにもかかわらず結局、皆さん方のほうが許可をするということを繰り返していますね。今まで、改善指導を何度も受けているけれどもなかなか聞かないと。しかし、それについても皆さん方は営業許可を出すと、今この問題の声が出ていますけれども、なぜそういうことになるのですか。

○下地寛文化環境部長 基本的には、この事業者は平成18年に許可をとっておりまして、その後いろいろ調べましたら、30回程度県の福祉保健所による指導を何度も受けております。そういったものを踏まえまして、やはりきちんと文書による指示書でありますとか、警告書を発出しながらいろいろな指導をしてきたわけですが、結果的に、なかなかうまく改善してくれないということで、改善命令と事業停止一第1回目が30日間、第2回目で同じように改善命

令と事業停止70日間という形で、厳しい指導をしてきたと一応は考えております。

○嘉陽宗儀委員 30回も指導して聞かないという場合には、許可をしないと、取り消しというものが通常は考えられるのですがね。運転免許でもちょっとでも飲酒運転したら、今はすぐ免許取り消しでしょう。ここは、何回やっても営業停止ぐらいは食らうけれどあとは大丈夫だと、やはり県の態度が甘く見られているのではないかと思うのですよ。基準と言うけれども、なぜ30日間なのですか。あるいは、なぜ70日間なのですか。

○下地寛文化環境部長 今回の指導で済むという場合は、指導してそれに従って少し改善をすると、もう一回行ったときに、また少し別のことをやっているという、そういう繰り返しは指導という立場なのですからけれども、今お話の業務停止30日間というものは、行政処分取扱要領というものを決めておまして、ある違反事例があった場合には、この違反をすれば一例えば10日間であるとか20日間であるとか、30日間とか60日間とか90日間とかいろいろな違反事例に基づいて停止期間というものがあるわけですね。一番最初に、この事業者が業務停止をされた違反事例は2つあったのですけれども、合計で30日間だったと。2回目は合算方式というものをやっていますので、2回目の違反事例というものは40日間の業務停止だったのですけれども、1回目の30日間を合算して70日間の業務停止をしたということになっております。

○嘉陽宗儀委員 この糸満市長の陳情は、相当悪質だから産業廃棄物関連の許可の取り消しを求めるというものですよね。これについてはどう考えますか。

○下地寛文化環境部長 これまでの違反事例等を合算して、まだ許可の取り消しにいかなかったというのが現実なのですけれども、この後、我々もそういう違反事例がないように指導しますけれども、例えば次回、20日間の違反事例が仮に発生したという場合には、今までの70日間を合算しますので90日間と。90日以上業務停止を受ければ取り消しの対象になりますので、その場合には、これは今仮定の話ですけれども、そういうことが起こる可能性があるとは言えます。

○嘉陽宗儀委員 きょうはスタートですからこのぐらいにしますけれども、そういう認識が県議会ではあるぞということをやはり示して行ってください。引

き続き、こういう問題については県議会の立場からチェックしますから。

次に、継続の平成21年陳情第63号、土木文化環境委員会陳情案件資料の11ページ、このヤンバルの森を守るということで、一生懸命県議会も取り組んできているのですが、この沖縄県環境影響評価条例ががんになっていて、自然破壊がどんどん進んでいるのです。自然環境を守るための条例が問題で、どんどん自然破壊が進んでいるというのはおかしな話だけれど、何かと言えば、例えば、条例では車道幅員が4メートル以上ということになっているために、わざわざ3メートル50センチでやる。長さ2キロメートル以上となっているのだが、わざと10センチメートルぐらい短かくして、それを細切れであちこちやるという実態が私の調査でありますけれど、皆さん方は調べていますか。

○下地寛文化環境部長 これは林道にかかわるものだと思いますけれども、林道で沖縄県環境影響評価条例で対象事業になったものはございませんので、そういうことはあったと思います。

○嘉陽宗儀委員 あとは皆さん方が提案をして、本当にこの沖縄県の自然環境を守る立場で沖縄県環境影響評価条例そのものを見直さないといけないと思うのだけれども、とにかく今はこうなっているから、抜け穴を利用してあちこち細切れ、何々林道は何メートルとやったとか、越年でやるとかこういうことに今なっていますから、改めて皆さん方は、これまでの林道建設を進めてきた実態というか実績というか、これも調べて、やはりこれは本来の自然環境を守る上からは、こういう工事の仕方は問題だと、沖縄県環境影響評価条例もこういうことが問題があるというのであれば、同条例の改正も視野に入れて今後は対応すべきだと思うのですが、いかがですか。

○下地寛文化環境部長 一応、沖縄県が規制する幅員4メートル、距離2キロメートルというものは、全国的に見ても厳しい規制の部類には入るのですね。しかしながら、やはりヤンバルの山の状況といいますか、特異性というものはやはり少し違いますので、そういったものも含めて、この沖縄県環境影響評価条例の規制対象の規模、要件については、今後検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 全国的に比べたらこの数字は少ないと言うけれども、北海道と例えばヤンバルの道を比べて、向こうで4メートル以内だからヤンバルの道でも4メートルでいいという発想自体が問題だと思うのですよ。沖縄県は島嶼

県で、しかも観光の誘致もあるでしょう。自然環境豊かな沖縄県でやっているのに、今ヤンバルを見てみると造林と言いながら木を全部切り倒して丸坊主にするとか、それで皆さん方はもったきちっとして沖縄県の山を守る、自然を守るという意味で、環境省の指導基準を見ても大分侵されているのがあるわけだから、これからやはりそういう状況にならないようにこれまでの仕事も調べて、沖縄県にあった条例や規則、この機会に今後、皆さん方は検討を進めてほしいと思うのですよ。

○下地寛文化環境部長 先ほどお話ししたように、ほかの事例も参考にしながら、また沖縄県のヤンバルの山の現状というものをよく踏まえながら、検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 ヤンバルクイナなどの保護の問題、交通事故に遭わないようにということで、県警察はどんなことをしているのですか。

○吉永安彦交通指導課長 現在、県警察では人身事故等の交通事故全般にわたって対策を図るため、ヤンバルクイナ等が犠牲になっている道路でのそういった交通事故抑止活動をすることによって、陳情にありますヤンバルクイナとかイリオモテヤマネコの事故を防ぐのに一定の効果があるのではないかと思って、現在の事故に対する取り組みを計画しているところです。

○嘉陽宗儀委員 人間の交通事故に対して、例えば飲酒運転を撲滅しましょうと、運転するときは気をつけましょうということをやると。ヤンバルクイナについてはどうしていますか。

○吉永安彦交通指導課長 ヤンバルクイナを対象にはできませんので、それを起こすと言いますか、運転手に対して交通規制の範囲内で、安全な運転を心がけてもらうというような指導、取り締まりを行っています。

○嘉陽宗儀委員 下地文化環境部長に聞きますけれども、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコの交通事故に、皆さん方はどういう対応をとっていますか。交通事故が多発している中で、皆さん方としてはどういうことをしていますか。

○下地寛文化環境部長 環境省と一緒に、非常事態を宣言していろいろな取り組みをしますとのお話ですけれども、基本的にキャンペーンをまず一テ

レビでも出たりしていますけれども、その事故防止のキャンペーン、パンフレットを配りながらということです。それから、周辺環境などの調査もしています。最近、側溝の環境への配慮型といいますか、渡るときに道路に出ないような形のものとか、そういったものもやっていますし、林道の掃除もするとか、そういったソフト的な取り組みというものは、県が主体になってやっております。

○嘉陽宗儀委員 結果は、ヤンバルクイナとか、この生き物たちが道路に出てくるから事故に遭う確立は高いのでしょうか。

○下地寛文化環境部長 結果的にはそうなっておりますけれども、どうして道路に出てくる機会がふえたかということについては、ちょっとまだ原因はわかっていないです。

○嘉陽宗儀委員 これが皆さん方の仕事ですよ。私が現場に行って、居住をしている皆さん方の話を全部聞いて現場調査をしたら、乱開発ですみかを追い出されている。えさ場を求めて一特に海岸のほうへ道路を横切ってしかえさ場がないものだから、行く途中で全部交通事故に遭っているというのがあるのだよ、実態としては。だから、皆さん方の仕事としては、運転手に注意しましょうというものは県警察に頑張ってもらって、ヤンバルクイナよ、道に出てきたら危ないから、できたら出ないでよという環境整備をしないとイケない。そのためには、今のヤンバルクイナ—そういう希少な動物の生息場所の安全確保というのか、環境保全というのか、これが皆さん方の重要な仕事ではないですか。

○下地寛文化環境部長 要するに、生息環境の変化ということですよ。それから、生息数も変化しているかもしれないということで、なかなかそういった原因の特定というものは難しいのですけれども、嘉陽委員のおっしゃるように、そういうことも当然想定されますので、生息環境をいかに確保していくかということも、ロードキルをなくすという一つの大きな方策だと思いますので、しっかりこの原因を把握して適切な保護策といいますか、検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 文化環境部長が前向きな姿勢ですから、向こうで自然環境を守るために—生き物たちの生息環境を守るために頑張っている人がいますので、ぜひ一度行って現場をあちこち回って、こうなっているから生き物たちは

快適なすみ場所から追い出されて、結果的にはえさを求めてさまよい歩く、こういう実態になっていることが現場ではありますから、ぜひ調べて、行政としてやはり事故に遭わないように、貴重な生き物たちを保護するというために努力をしてください。

○**下地寛文化環境部長** ヤンバルの一例例えばヤンバルクイナの増殖施設とかそこにも行って、専門家の方の話も聞きましたし、機会あるごとにやはりそういう現場でのいろいろな話を聞いて、どういった方策が適切なのか、それを政策に生かすような形で、今後いろいろな方の意見を聞いていきたいと思っております。

○**嘉陽宗儀委員** そのときに、例えば夏にこれから観光客が大分来て、ヤンバルテナガコガネの生息地域へ行って、とにかく照明灯をもってきて、誘引して全部もって行ってしまおうというんだよな。あれは保護しないといけないのに、そういう実態もやはり現場に行って、どこでとっているなど、きちんとはしごまで残して、また夜来ると言って、昼間にはしごを設置して、夜とりにくるといふ例もやはりありますから、きょうは初めてですから、現場を見て荒らさないように、本当にそれを守れるようにということで努力してください。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○**新垣哲司委員** 陳情第68号沖縄環境産業の産業廃棄物関連許可の取り消しを求める陳情、糸満市長からも糸満市議会議長からも取り消しを求めるという陳情が出ていますが、先ほど嘉陽委員からも質疑があったのですが、文化環境部長、現場調査をしたことがありますか。

○**下地寛文化環境部長** 行っております。行って、その現場で仕事をしている方からも話を聞きました。

○**新垣哲司委員** これは、今に始まったことではないですよ。平成20年度で改善命令を発出したとあるのですが、ずっと前から皆さんに訴えはあったのではないですか、どうですか、五、六年前から。

○**下地寛文化環境部長** おっしゃるとおり、平成18年の11月ごろから苦情とし

ては出ております。

○**新垣哲司委員** これは2回も処分というのですが、となりにウオーキングコースがあるのですよ。私もずっとあそこをウオーキングしてね、風向きによって燃やすのですね。ことしの5月ですか4月ですか、2月ですね、私も現場にすぐ行ったのですよ。そのときに、社長を呼びなさいと、現場監督を呼びなさいと言っても来ないのですね。2月ごろ一改善命令を出す前に、当時、県からはどなたか担当が行きましたか。

○**下地岳芳環境整備課長** 多分休日だったと思います。担当班長に糸満市の副市長から電話があって一環境企画統括監を経由してなのですけれども電話があって、統括監のほうから、私ども環境整備課の産業廃棄物班長に電話がありまして、同班長が出向いてその状況を確認しております。

○**新垣哲司委員** 皆さんが行かれたのはその後ですか。その日に担当だけ行って、それで終わったのですか。

○**下地岳芳環境整備課長** その日も当然一これまで何回か施設への立ち入りもしていますし、保健所もやっていますし、私どもも見ています。糸満市から通報があって合同調査というのか、その翌日にはまた福祉保健所の職員も来ています。その翌日にまた立ち入りをして、早急にそういう行政処分につながるような手続に入っております。

○**新垣哲司委員** 最初に通報したのは僕なんですよ、実は。私がウオーキングして、これはおかしいなと思って現場へ行って、最初に通報したのですよ、糸満市の副市長に。そういうことで、あの現場を見た場合、あれは本当に違反だと思えるのですよ。皆さんは実態調査をしましたか。注射器や釣り針なんかも燃やしていたでしょう。確認しましたか。

○**下地岳芳環境整備課長** 焼却施設が原因でそういう異臭がしたという苦情ですので、当然その残っている焼却灰も一火を消されていまして、その焼却灰もサンプルとして持ち帰って調査もしていますし、ただ、焼却なものですから、例えばプラスチックを焼いたという痕跡等について、灰の中からちよっと確認するというのは難しかったと。ただ、事実として苦情がそういう市民の方からあったということで糸満市も動いていますので、それは我々は何を燃やし

たかは別にして、異臭がしたということは当然維持管理、あるいは焼却処理の仕方が不適正であったということで、処分につなげております。

○**新垣哲司委員** 私たちは見ているのですよ。注射器の針をその日で。職員の皆さんが、つまりこれは早くとってのけたと、こうなっていますね。実際は燃やしてあったのですよ、見たのですから。そして、あの現場を見たら、奥のほうに注射針がいっぱいあったのですよ。これも確認しました。こういう状況でありますので、平成18年ごろからずっと皆さん方に通報があったと思うのですよ。そして、現在はもう70日間経過して、営業再開しているのでしょうか。

○**下地岳芳環境整備課長** 福祉保健所長名で焼却炉の改善と、それから事業場外に廃棄物が保管されていますが、その保管が違法行為だということで、この2つについて改善命令を発しております。事業場外の廃棄物については、もう片づけは終わっています。ただ焼却炉について、改善命令期間は過ぎておりますけれども、まだ改善しておりませんので、稼働したら改善命令違反になりますから、今は休業状態です。

○**新垣哲司委員** これは向こうでは保管はできるけれど、燃やすことはできないでしょう。

○**下地岳芳環境整備課長** 当該場所では、収集運搬業一運んできて積みかえ保管をする行為と、当然今委員がおっしゃるように保管はできます。その医療関係の廃棄物については、熱分解施設というものがございますが、それでは処理可能です。ただ焼却は、木くずと紙くずと繊維くずという3種類に限定されておりますので、それ以外のものは燃やしてはいけません。

○**新垣哲司委員** これからも注意深く監視をしながら、二度とこういうことがないように指導していただきたい。もう一つは、ここの現場で働いている子供たち、かわいそうでね。全部聞いたのですよ、結婚もしているし、子供もいると。あのおいの中で仕事しているのですよ。あれは普通ではない。普通の人ができないですよ。ただ、結婚もして子供も小さいものだから、これは仕事が無くなっては困ると、このような本当の話をやってくれました。現場の大将もいないし、社長も来ないものだから、そういう状況でぜひいいところがあれば、こういう子供たちもまた紹介してもらおうような配慮もしていただきたいなど、こう思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○**大城一馬委員** 個別な問題は質疑しませんが、この産業廃棄物の問題、この土木文化環境委員会にも4市村からうるま市、糸満市、浦添市、そして読谷村、その地域から陳情として県議会への対策、県への対策を求めています。最近、県内でそういった産業廃棄物問題は結構なふえ方だと思っているのですよ。例えば、県議会には陳情はきませんが、沖縄本島南部地域では八重瀬町とか、そして沖縄市でもあるし、今こういう産業廃棄物の問題、全県の実態として県はどう把握しているのか。

○**下地寛文化環境部長** 県内の産業廃棄物は大変厳しい状況です。その最終処分場自体も、本会議でもお話ししましたように、管理型最終処分場についてはもうあと四、五年だという厳しい状況です。そういったこともあって、焼却についてももしっかりやっていかなくてはいけないということも考えております。沖縄県全体の産業廃棄物は、1年間に208万1000トン発生しております。それから発生しても自分たちのところで使うところもありますので、産業廃棄物の総排出量としては187万5000トンが排出されてきます。こういったものが収集運搬されて、中間処理ということで焼却をされたり脱水をされたりしますが、そういった中間処理をされるものが176万4000トン処理されて、焼却などにより減量化されますので、最終処分量が12万トンということで、これがいわゆる産業廃棄物の最終処分量になります。そういった中で、その最終処分場、それから中間処理を行う廃棄物の焼却施設、そういった焼却施設が12カ所ぐらいあると伺いますか、そういった形で今沖縄県全体の産業廃棄物は処理されているという状況です。

○**大城一馬委員** 処分トン数はわかりましたけれども、こういう地域でこういう問題が発生しているという実態ですよ。何か所でこういった問題が起こっているのか。例えば、先ほど申しましたように、こういった公の場には出てこない八重瀬町の一年前でしたか、新聞等マスコミで取り上げられていましたけれどもね。そういったいろいろな事例を含めて、県は実態を把握しているのかどうか。件数だけでよろしいです。

○**下地岳芳環境整備課長** 産業廃棄物処理に係る苦情等というものは、個々に

施設ごとにあると言っても過言ではございませんけれども、今我々が行政処分の事務レベルで抱えている案件でよろしいでしょうか。それは、現在で2件抱えて、その処分に向けての作業をしております。沖縄市であれば、ごみの大量貯留—ごみの山という問題がございます。それから、今回の陳情に上がっている糸満市につきましては、異臭、維持管理の不適正による環境被害という部分がございます。統計資料がございますので、行政処分等の件数で申し上げます。例えば、勧告と行政指導のレベルですけれども、平成20年度は9件やっております。それから行政処分—その中にも改善命令、措置命令、業務停止それから許可取消とかございますけれども、その中で改善命令が3件、措置命令が4件、業務停止が2件、それから施設の許可取消が1件、告発が1件という状況でございます。トータルで行政指導の部分は、個別に計算して9件、行政処分のほうが10件です。それから、告発そのものが1件という状況です。

○大城一馬委員 陳情にある個別のものでいきましょうね。土木文化環境委員会陳情案件資料の9ページ、平成20年陳情第201号の2吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情、これは平成20年に出されております。平成20年の11月議会でもこの問題を取り上げてきましたが、この火力発電所問題、どういう推移をたどっているのか、まずそれから説明をお願いしたいと思います。

○下地寛文化環境部長 経緯といいますか、今お話がありましたように、平成20年11月に中城湾沿岸漁協長会、これは8漁業協同組合ですけれども、そこから吉の浦火力発電所に係る海域調査等をやってほしいと、県の文化環境部に要請があったというのが皮切りで、その後、中城湾沿岸漁協長会は南城市、八重瀬町にも同じような要請をしておりますし、それから平成21年、次の年の7月には沖縄電力株式会社にも申し入れをしておりますし、当時の文教厚生委員会にも参考人招致ということで、この方たちが来てお話をしているということになっております。これに対して、県としてこの申し入れの中身、環境調査に関連して、県と中城村それから沖縄電力株式会社の3者で、この申し入れを踏まえまして、この環境調査ができるような方向で3者による環境保全協定を結んで、これを実施していこうということで、今準備を進めているというような状況です。

○大城一馬委員 これから調査を行うという答弁ですけれども、この工事はもう既に終了している—吉の浦火力発電所のこの排水溝の設置は終了しているわ

けですか。

○下地寛文化環境部長 この要請の中身は、この吉の浦火力発電所をつくること自体については環境アセスメント法—環境影響評価法の対象事業ですので、アセスメントは終了して環境に対する影響はどうかということ、その知事意見として出しているわけです。その後、今工事は始まっています。まだ、完成はしていません。ですから、その工事中的アセスメントの事後調査とかいろいろなことをやっているわけですね。最終的に漁業協同組合の皆さんが要請しているのは、この吉の浦火力発電所が稼働した後の温排水の問題であったり、それからいろいろな環境上の問題があって、周辺の海域に本当に影響がないのかということ、このアセスメントとは別に調査をしてくださいというのがこの要望なんです。それを踏まえて、その要望の調査というものは、中城村と県と沖縄電力株式会社で環境保全協定を結んで、要望を踏まえた調査はやっていきたいと思いますということで、今準備をしているということで、近いうちに環境保全協定を結べる状況まではきております。

○大城一馬委員 近いうちとは何月をめどにですか。

○下地寛文化環境部長 7月中には環境保全協定を締結できると考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 嘉陽委員、それから新垣哲司委員から話があったのですが、産業廃棄物の許可と申しますか、例えば、都市計画区域の場合は、住宅をつくる場合は農道は共用の対象にならないのですが、産業廃棄物の場合は農道でもできるのですか。この場所の侵入道は関係ないですか。

○下地岳芳環境整備課長 産業廃棄物の施設の許可とかそういった業務許可もそうですけれども、その場合には土地の使用権原というものが求められるわけですから、私道であってそこが公の道路ではなくて、貸し借りのできる財産であれば、それは農道としてではなくて土地そのものとしての位置づけになってきますので、それは可能かもしれません。ただ、実際に通行している場所で産業廃棄物の処理場ができたということは、ちょっと記憶にございません。

○新垣良俊委員 糸満市の例の産業廃棄物関連の許可の取り消しを求める陳情について伺います。この有限会社沖縄環境産業というものは、前は西原町にあった会社ですよ。

○下地岳芳環境整備課長 現在の社長が、その従業員だったということは把握しております。

○新垣良俊委員 担当課のほうでは、どういう関連があるかというものは調べないのですか。前の会社に勤めているのですが、この中身を見たら本当にやりたい放題ですよ。土曜日、日曜日の夜中まで発生させるということでありますので、周辺のことまで考えていないような営業のやり方なのです。それについては、見ていないのですか。

○下地岳芳環境整備課長 許可の技術上の基準というものがございまして、例えば、人的な要件の部分で暴力団でないとか、これについては警察に照会をかけます。だれだれをかけるかと言いますと、法人そのものの組織とそれから役員について照会をかけます。法人が何らかの処罰を受けていないかという部分は、検察庁に照会をかけます。それから個人の方々役員については、市町村に犯歴照会をします。そういったものにひっかかってこない限り、不的確な方であるという判断はできない部分がございます。

○新垣良俊委員 八重瀬町にも許可を得ないでやったのですが、これは一緒の会社ですよ。

○下地岳芳環境整備課長 設置するという動きの中で、地域から反対の声が上がって撤退したということで、私は把握しておりますけれども。

○新垣良俊委員 これについて何というか、地域から見たら非常に甘いというのか、例えば、都市計画関係で施設をつくる場合は非常に厳しいのですが、新垣哲司委員から話があったのですが、保管の場合はすぐそのまま屋外でできるのですか、許可というものは。

○下地岳芳環境整備課長 保管行為というものは、収集運搬一運んでくるものの中に積みかえするとか、そういった特殊な事情がある場合に保管行為という

ものが許可の中に入ってきます。その収集運搬業の中でも、保管を含むという条件がない限り保管はできません。それから処分業は、その処理をするために場内に保管をすることはできます。ただ、それも限定されておりまして、1日の処理量の14日分であるとか、それから収集運搬については1週間分だとか、その保管の仕方というものも、きちんと法令の中で勾配の取り方とか、飛散、露出がないようにとか、そういう規定がございますので、それを遵守させます。

○新垣良俊委員 これは農業振興地域の場合は農業振興地域の整備に関する法律で言われますよね。それが都市計画法の中でいろいろ関係があると思うのですが、土木建築部とか農林水産部との連携というものはどうなっていますか。

○下地岳芳環境整備課長 書類は最初に各所轄の保健所で受け付けしますので、その中で形式審査をします。適切な書類になっているかという中で、例えば農業振興地域の整備に関する法律に係りそうだなとか、農地に係りそうだなとか、あるいはほかの法令に関係するなというものであれば、福祉保健所のほうからそういう関係機関に情報提供という形でやります。特に農業委員会のほうにやります。ただ、本来そのあたりの他の法令に抵触しないかどうかというのは、申請者が一義的にしなくてはいけないので、我々としては関係法令のリストを挙げて、このチェック状況というものも書類の中に添付させております。

○新垣良俊委員 今は福祉保健所ですか、そこで申請するのですか。そこで今、農業振興地域とか都市計画法のあれは、全部チェックしているわけですね。

○下地岳芳環境整備課長 個別の法令について、申請書の中にその方がどこどこへ行って相談しましたとか適用ないとかという、要するに資料を添付しますよね、それはチェックしております。

○新垣良俊委員 福祉保健所だけに任すというのではなくて、担当課が話を聞いて、本庁の農林水産部それから土木建築部の都市計画・モノレール課とかいろいろなところと調整をぜひやってほしいと思うのです。許可してから後で、営業許可をもらったのだから、もうその会社のやりたい放題というこういう事例に今多いのですよ。ですから、今の公共関与による産業廃棄物最終処分場がありますね。それについて反対が多いのは、そういう関係もあるのですよ。迷惑施設だということで、どんなあれが出るかもしれないと、悪臭とかいろいろなものが出るかもしれないということで、地域からしたらもう怖いですよ。で

すから、簡単に許可ではなくて、地域の周辺の許可といいますか、それも得ないで、今は産業廃棄物が多いからということで、文化環境部はそうなっているかもしれないですけど、もっと慎重にやってもらわないと。周辺からすると、何でそんなものをもってくるかということで文句が出るのですよ。もうけるのはこの会社、迷惑は周辺の住民、それから農地を持っている方ですからね。ぜひそういうところは、慎重にやってもらわないと、最終的な管理型の最終処分場もどうなるかわからないですよ。

○下地寛文化環境部長 おっしゃるとおりで、産業廃棄物の処理に関して、地域住民とか県民からそういう厳しい目で見られているという現実があって、逆に言えば、そういうこともあって公共関与による産業廃棄物最終処分場でしっかりやろうという動きもあるのですけれども、お話のように福祉保健所だけではなく、本庁も含めてしっかり連携をして、部局間の連携もしっかりやった上で、こういったものをまさに厳正に審査をし、そしてしっかり指導していくという形—体制的なものも今整備しつつありますので、今後そういったことがないようにしっかり対応していきたいと考えております。

○新垣良俊委員 ぜひ保管行為はやりますけれども、もっていきなさいといっても片づけないのですよ。70日間の営業停止ですからそのまま置かれた場合、また雨とか塩害というのですか、ドラム缶なんかもさびて、この周辺の土地に迷惑がかかるのですよ。この施設はどうしても必要だと思うのですけれどね。ただ、もってきてこれができるという話はやっているのですが、施設をつくって周辺に迷惑がかからないようなことをやっておかないと、今のところはあれではないですか。そのまま放置しても許可をもらったのだから、その会社のやりたい放題というのですか、そういうものもありますので、ぜひこれは文化環境部で内規、規定みたいなものをつくってやってほしいと思います。

○下地岳芳環境整備課長 新垣良俊委員がおっしゃる地域との合意というのですか、地域の理解という面で大変四苦八苦しているのが産業廃棄物の問題なのです。それを一つでも解決の道につなげたいということで、昨年4月に沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱というものを私どもは定めております。その要綱の中で、そういう施設をつくるに当たっては、我々に申請する前に地域の市町村、あるいは住民に説明責任を果たして地域の理解を得るような努力をなさないと、それから隣接する地主の承諾を得なさいという規定を設けた要綱を今施行しておりますので、今後ともその要綱に基づいてしっか

りと指導していきたいと考えております。それから、たまっている保管状態の悪い廃棄物については、今改善命令の確認作業中ですので、その中で適正に処理するように指導を強化していきたいと考えております。

○下地寛文化環境部長 今お話ししたように、これからやはり公共関与で処分場をつくるという流れで動いていますので、やはり県民の信頼を得られるような形で、しっかり産業廃棄物行政に取り組んでいきたいと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず、土木文化環境委員会陳情案件資料の17ページ、陳情第42号、去る5月25日の勉強会のときにもお話ししたのですが、県は調査をしたことがないという話の回答がありました。これは、ぜひ県で各市町村に慰安所がどこにどうあったかという調査をやるべきではないかと。戦後65年になっているわけだから、これは記憶から恐らく消えると思うのですよね。我が金武町はあるのですよ、ここに慰安所があっただけでいいですと。だから、各市町村に問い合わせる各市町村からそういう情報をもらえば、一つの沖縄県における慰安所の分布図ができると思うのですよ。これは市町村ではできないので、県しかできないのですよ。そこだけどうなのでしょう。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 慰安所については、県で独自に調査を行っていませんけれども、沖縄県平和祈念資料館で、沖縄の慰安所としての分布図を展示しております。これは、民間の団体が全国女性史研究会交流のつどいという報告の中でつくったものがございまして、その中で沖縄県内の慰安所を調査した経緯がございまして、それについては同資料館のほうで展示している状況でございます。

○吉田勝廣委員 皆さんの課は、平和・男女共同参画課でしょう。皆さんの課はそういう課だから、別に民間がやれ、それから平和祈念資料館で展示してあるからどうのこうのでないと思うのですよ。積極的に今やっておかないと、例えば、そこにどういう方々がかかわってきたか、またそこがどういう場所だったか、そこを利用したのはだれか、その慰安婦の人たちはどこから来たか、戦後どうなったか、大変なんです。それはやはり、女性史として、またあるいは男女の権利関係から言うというのも非常に大事だと僕は思うのですよ。世界

には慰安婦がいたかどうか僕はわかりませんが、世界の中ではなかなかないという、そういうところは、日本のいわゆる独自の文化なのか何なのかわからないけれども、日本だけこれが存在したとか、そのところは明確にやるべだと僕は思うのだけれど。ジンかからないですよ。やる気さえあればできる。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 慰安婦の調査については、平成3年に国において実施しております、その中で沖縄県内の調査も実施しております。国において実施しておりますので、現在、県において調査を行うことは考えておりません。

○吉田勝廣委員 こういう報告書があれば出してください。やっていないというから僕は言っているのであって、国がやっていたらその報告書を出してください、僕は見るから。十分なのか十分でないのか、検討するよ。皆さんは、国がやっているのは十分だと思いますか。僕は見ていないから、ちょっとよくわからないけれど。やっていないのがおかしいんだよ。

○金良多恵子平和・男女共同参画課長 国は、平成5年の内閣官房内閣外政審議室の談話として、沖縄においても現地調査を行ったという文言がございますので、そのペーパーを後で提出させていただきます。

○吉田勝廣委員 この件で余り突っ込みはしないけれども、積極的に沖縄戦は後世に残して平和を求めるのだったら、やはりここは人権問題も含めて戦争の中で女性がどう扱われてきたか、これはきちっとすべき必要があると思いますので、文化環境部長に聞く必要はないけれども、女性が担当課長なんだから女性がやらないと。そこは要望しておきます。

次にですね、先ほど吉の浦火力発電所関係の陳情もありました。7ページ、9ページの例の地球温暖化も含めて、温排水関係についてちょっと聞きますけれど、海洋植物、生物でもいいですよ、この魚が泳いでいて海水温が1度か2度変化することによって、この植物が伸びるか伸びないか、あるいは魚の生態系がどう変わっていくか、これについて調査したことがありますか。

○下地寛文化環境部長 海水温が1度か2度温度が上昇したり下がったりという形で調査をしたというのはないのですけれども、その吉の浦火力発電所と同じような事例としては、うるま市の具志川火力発電所でありますとか、金武町の金武火力発電所でありますとか、その中でかなり長期にわたってモニタリン

グ調査もしております。

○吉田勝廣委員　それで、結果はどうでしたか。

○下地寛文化環境部長　例えば、一番問題になるのは漁業にどういう影響を与えるかということになりますけれども、具志川火力発電所の海生生物と金武火力発電所の海生生物をずっと調査しております。金武火力発電所は平成12年から続けてまして、動植物プランクトンとか卵・稚仔とか底生生物、サンゴ類とか海草とかそういったものをやっています。具志川火力発電所は、平成5年からやっています。特に、この間の生物相などの影響があつて変わったという報告は、今のところ受けていません。

○吉田勝廣委員　恐らく、ポイントポイントを何年間も追いかけて、海草、生物、プランクトンなどいろいろなことをやっていると。後で報告書を見せていただければ、僕らも分析しますけれど、問題はその海水の温度によって、いわゆるモズクであれ、藻であれ、いろいろなものが影響を受けると思っているのですよ。だから、その変化を—もちろんサンゴ礁もそうだけれども、いかに追いかけてくるかと、それをモニタリング調査で追いかけて、温度差によってどう変化していくかというものは、温排水を出す発電所は皆出しますから、本土でもたくさんあるわけです。そういうものを放水する例はたくさんあるわけです。そこで、今出しているのは4カ所ありますね。例えば金武町、うるま市2カ所、これが放水するわけですから、かなり僕は時がたてばそういう海草類が全滅とは言わないけれども、少なくなってきたなど、これはウミンチュがよくわかるわけですから、そう言っているわけですよ。それからそういう意味で、そのこのところはちょっと慎重に調査をしていただいて、その結果を含めてこれからの対策を含めてどうするかと。あと吸水をしますね、吸水するわけだから—吸水というものはでかい地下で吸水するわけだから、そこにいろいろな物が入ってきますよ。だから、吸水すると放水、この辺の兼ね合いは今まで、例えば原子力発電所であれ、それから火力発電所であれ、漁民の皆さんがいろいろと影響を受けているということは調査で大体わかるのではないかと、漁獲高とかを含めて。そのことをぜひ調査をしていただいて、報告していただければと。

○下地寛文化環境部長　基本的に、その発電所の立地で一番問題になっているのは、委員もおっしゃるように温排水の放水なんですね。これについては、環境アセスメントの中でちゃんとシミュレーション、そのモデルも使って拡散モ

デルも使って、その温水が一例えば毎秒何メートルぐらいの速さでどれぐらいの量が出るから、大体どれぐらいの範囲で温度上昇をもたらすというシミュレーションをしっかりとやっているわけですから、それからすると基本的には温排水口からこの温水が出て、1度の上昇で影響を与えるというところが、大体幅が250メートルで長さが900メートルだそうです。そういうふうに、大体シミュレーションでわかっていますので、そういったところも含めて、全体に影響を与えそうなところは常にモニタリングしていると。それは金武湾でも同じですし、中城湾もそうなっているわけです。そういった形ですずっとモニタリングしていますので、何らかの影響があった場合には、それについて何らかの改善措置をするということは県の業務としてありますので、それをしっかりとやっていきたいと思えます。

○吉田勝廣委員 皆さん、温排水を出すことによって海温がどれだけ上昇すると思えますか。集水した温度と出す温度はどれくらいだと思えますか。

○下地寛文化環境部長 基本的には、1度上昇する範囲をなるべく小さく抑えるというシミュレーションをするわけですね。ですから、今お話ししたように、温水が出て1度上昇する範囲が縦に900メートルぐらい、幅で250メートルぐらいというようなシミュレーションの中で……。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは、集水するときは何度で、出すときは何度ぐらいですかと、大体それをちょっとお願いします。

○下地寛文化環境部長 7度差ですね。

○吉田勝廣委員 7度差だから、問題は要するに海水の温度は、一番の冬で22度ぐらいだよ。それから27度、30度、35度になるわけだ、海水は。そうすると、放水温度が40度になったりするわけだよ。皆さんが言うように、決して自然というものは、そういう生き物だからそうはならないよということを僕は言いたいわけですよ。それで、熱帯魚が生きる温度というものは、例えばこれはいろいろあるから、この表面の海水から下まで生きている熱帯魚だとか、その生物が生きるというものは—どういふふうには海草が生きるかと、そういう分析をした上で、この海水温度と比べてどうなのかという海洋の生態系を調査していただければ非常にありがたいということですが。そうしないと、中城湾沿岸の漁業協同組合は全部壊滅状態になる可能性がある。

○下地寛文化環境部長 例えば、夏場の一番暑いときの海水が30度で、これにプラス—例えば7度差のものがきたときに、拡散でどれぐらいの範囲でどれぐらい上がるかというものも、しっかりシミュレーションしていますので、そういった与える影響というものについては、長いモニタリングの中でちゃんと検証していきたいと思っています。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第105号沖縄県立郷土劇場の早期再建に関する陳情についてお聞きします。劇場のあり方の調査、研究を進めていきたいということですが、陳情者は県の無形文化財保持者あるいは国の重要無形文化財保持者等とありますけれども、これは教育委員会管轄の方々なのですよね。その人たちが求めている常設の劇場は文化環境部ということで、陳情の所管がわかりにくい。だから、本当に芝居をしている方や三線している人、踊りをしている人たちの後継者育成、そういう文化財の継承のために必要だと言っている声を、所管の違う皆さんがあり方を検討・調査するということについてちょっとわかりにくいので、皆さんが所管する理由を教えてください。

○下地寛文化環境部長 そもそも、この伝統芸能公演の団体の皆さんが陳情している理由が、県立郷土劇場というものがあまして、建物の老朽化で廃止になったわけですね。そこで、この芸能団体の皆さんは年間50回ぐらいですか、公演をずっとやってきたわけですが、そういう場がなくなるということで、自分たちがやってきた伝統芸能を継承していけないということで、新たな劇場をつかってほしいという趣旨で要請は出してあります。ですから、その県立郷土劇場の所管を文化環境部がやっていたので、それで我々が受けたという形にはなっています。

○高嶺善伸委員 昨年、2009沖縄伝統空手道世界大会があったときに、仲井眞知事が私に言ったのですよ。世界に5000万人もの空手の愛好家がいるのだったら、やはり沖縄県としては空手の武道館を持って、そういった求心力を持たないといけないと。県議会とタイアップして空手の武道館をつくろうと話をして、議長、ぜひ県議会でこれを取り上げてくれと、自分はそれが必要だと言うからという話だったけれども、一般質問で嶺井委員が出すと急に文化環境部長以下

はこれだよ。この文化力というものを、職員がどう評価しているかというものは大変心配だ。知事は必要だと言いながら、職員はだめだと言う。ただ、こういう芸能の保持者、無形文化財保護者の皆さんが必要だと言うけれど、皆さんは必要でないという雰囲気なわけだ、僕が見たらね。文化力というものを職員が理解することが、県民の文化力を発揮するための大事な条件ではないかと思っているのですよ。皆さんの中で、古典民謡とか舞踊をやる人、手を上げてごらん。いないでしょう。やりもしない人が、郷土劇場が必要かどうかというあり方の検討ができるのかと。だから私は思う。これは皆さんの文化力が大体わかったから。ただ、ポスト沖縄振興計画にどういうボールを投げるかというときに、沖縄県の文化力をさらに磨いて、発展するために常設の劇場が必要だという声があったら、これは他都道府県にまさる一番の競争力なんだよ、文化力なんだよ。そういう拠点が必要だという声にこたえて、ぜひ必要だと。皆さんは、箱物だというような考え方ではだめなんだよ、文化力。だから、こういうことを考えてもうちょっと前向きに必要な声をくみ上げていくような文化力の理解を持たないと、職員としては沖縄県の文化力を担えないので、文化環境部から教育委員会のほうに所管を移すとかやらないといけないのではないかと思いますよ。そういうことで、最後に文化環境部長の決意を聞こう。

○下地寛文化環境部長 文化力がない私自身は、文化に余りあれがなくて大変申しわけないのですけれども、ただ私たちには文化力がないからこの劇場ができないというわけではなくて、やはりこれは専門のいろいろな方の意見を聞いて、あり方というものをそれから検討するということです。事務方は文化力はなくとも、文化力のある方をたくさん呼んで、あり方を今後検討していきます。今年度2000万円ちょっと超えて予算を計上して、いろいろな芸能をやりながら、場所もいろいろ試しながらプログラムを研究しながら、脚本とかいろいろな演出も研究しながら、どういうふうな形にしたほうがよりよい芸能ができるかと、公演ができるかというものを検討していきますので、その中でしっかりその専門家の意見も聞きながら、劇場はどのような形であるべきかいうものを検討していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 やらない言いわけを聞きたくない。やるために何をするかという専門家の皆さんの意見を集約して、取り組んでもらうよう要望して終わります。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 土木文化環境委員会陳情案件資料の1ページ目の陳情なのですけれど、憲法改悪に反対する陳情なのですが、今高嶺委員からお話があった所管の問題なのですけれども、憲法と言えば文化の日に関係あるのかもしれませんが、これはぱっと見たら総務企画委員会かなと私は思ったのですが、文化環境部の扱いになるのですか、この内容というものは。ちょっとなじまないような気がするのですが。

○真栄城香代子文化生活統括監 私のほうからお答えしたいと思います。憲法問題という場合は、その所管はどこということはありませんけれども、たまたま憲法改正問題が、基本的人権とか平和の問題に関連しての改正という形で出ているものですから、私どもが所管しております平和行政というところがかかわっております。

○新垣安弘委員 わからないけれどいいです。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 陳情第126号、土木文化環境委員会陳情案件資料の一番最終ページー22ページですね。イリオモテヤマネコのことには余りわからないのですが、ヤンバルクイナはよく知っているつもりです。自分のテリトリーを持っている動物でありまして、テリトリーの中に道路が入り込んでいるというのが現状だと認識しております。それで、なぜ道路に出てくるかというと、夜の車のライトでひかかれている虫を朝食べに来るのですよ、朝、土壌にある物を。それで、朝の交通事故に遭うのが多いというのが現状でありますけれども、ほとんど出てくる地域は限られています。それを一番知っているのは、地元の子供たちなんですよね。それで、道路の標識よりもこの子供たちがつくっている看板のほうが一番効果がある。しかし、意外に道路管理者が撤去するような状況があるのですよ。きょうは県警察も来ていらっしゃいますけれども、道路交通法違反等にもなる可能性もありますけれども一立て方だと思うのですが、一番やはり効果があって観光客にしろ地元の方にしても、この場所は出るのだなと一カメラにしろそういうものをよくやっているのですよね。それで撤去された状況等があるものですから、その辺いい啓蒙活動だけれど、逆にやるなととらえられ

てしまっているような状況があるような感じがしますけれど、その辺はいかがでしょうか。

○**下地寛文化環境部長** この話は私は初めて聞きますけれども、いずれにしても道路の注意を呼びかける看板は、県としても市町村とかその道路管理者と相談しながら設置しているところもありますので、今の提案は大変素晴らしいと思いますので、道路管理者と相談しながら、県警察とも相談しながら、やはり一番効果的な看板を設置したほうがいいと思いますので、ぜひこれは検討させていただきたいと思います。

○**平良昭一委員** やはり、子供たちが自分のつくったものが撤去されるということがあると、やらなくていいのだなと思われまますから、この辺は十分、教育関係者も連絡を取り合いながら一逆に文化環境部から助成ぐらいしてもいいと思いますよ。そういうものをどんどんつくってくださいということを一設置するには許認可の問題もありますから、道路街路課、道路管理課、県警察も当然だと思っておりますけれど、その辺は十分に話し合ってもらいたいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○**嶺井光委員** 土木文化環境委員会陳情案件資料の9ページの吉の浦火力発電所の件ですけれど、いろいろな学術的な調査とかをやっているようですが、やはり相手は自然ですから、このウミンチュの意向をしっかりと聞いてほしいなと思っています。きょうはいろいろあったので、次の場でまたやろうと思っておりますが、そこら辺をまず指摘をしておきたいと思っています。

もう一点、高嶺委員からあったように、この県の文化芸能の問題、県立郷土劇場は今なくなっていますけれど、処理方針ではやりませんとは書いていませんから、実は私は期待しております。これも、今後議論をしていきますけれども、この琉球舞踊の部門、あるいはさっき出た空手武道の部門、私はこの複合施設的なものでやってみたらどうかということのをこれから提案しようと思っています。まさに、ウチナーのこの芸能文化というものは独特なものであるし、観光やいろいろな面で世界、全国から人を受け入れるということで、大変重要な部分だと思っていますから、ひとつ御検討をお願いしたい。まずは意気込みをもう一回、どうですか複合施設ということでは。

○**下地寛文化環境部長** この件については、観光商工部それから教育庁を含めて何回か話し合いをしていますので、その中でやはり今おっしゃるように、芸能だけにするのか、さっき空手の話も出ましたし、いろいろな視点でのホールのあり方というものはあると思いますので、3者と言いますか、もっとふえるかもしれませんけれども、いろいろなところと連携して、そのあり方というのはよい方向に検討していきたいと考えております。

○**嶺井光委員** ぜひ期待しております。この琉球舞踊に今1点に絞って聞きますと、前に文教厚生委員会にいたときにもちょっと議論に加わりました。民間の施設とかこういうものを育成するのも大事だと思っています。あのときにも指摘しましたけれど、今この民間レベルの常設館であろうが、観光客を相手にしている場所であろうが、把握しておりますか。

○**新垣盛勝文化振興課長** 民間で常設しているところで言いますと、南城市にあると理解しております。そういう認識です。

○**嶺井光委員** 結構、子供たちから高齢者まで愛好者は多いのですよ。ただ、生業としてできるというほどではまだないという現実がありますよね。ですから、先ほどの話に戻りますけれども、複合施設等ができることによって、まだまだ広がっていくという可能性があると思っています。これからまた議論していきたいと思っていますから、頑張ってください。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○**池間淳委員** 陳情第126号、ヤンバルクイナそれからイリオモテヤマネコ、これは交通事故に遭う機会が多くなってきたということで、これをぜひ防止していただきたいという陳情なのですが、これは皆さんも聞いているかどうか分からないけれども、例えばこのイリオモテヤマネコを見たい、あるいはヤンバルクイナを見たいということで、撮影したいということでえさをまく、これは観光客がそういうことをやって、撮影したいとかそういうことでえさをまいているという話をよく聞くのですが、それは県警察のほうで交通事故等の調査をしたときに、その周辺でそういう状況はありますか。もしあれば、これはきちっと対処してやっていただきたいなと思うのですよ。

○吉永安彦交通指導課長 県警察のほうでは、そういったような事実の報告はございません。確認されておられません。

○久田友弘自然保護課長 西表島であれば、西表野生生物保護センターがありますけれども、そこのほうの職員からもそういった情報はまだ入っておりません。それで、こういったものがあるかどうか確認をしていきたいと思っています。

○池間淳委員 そういう情報もありますので、ぜひ交通事故等を調べるときには、その周辺もちょっと調査していただきたいことを要望して終わります。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○當山真市委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成21年第194号の2の審査を行います。

ただいまの陳情1件について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宮城嗣三企業局長。

○宮城嗣三企業局長 ただいま議題となりました企業局所管の陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情につきましては、継続1件となっております。

陳情第194号の2平成21年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の5工業用水料金の設定につきまして、処理概要に関する変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この中城湾港新港地区のほうは、かなり企業立地が進んでいると思うのだけれども、あれなんかの工業用水の接続はないのですか。

○**宮城嗣三企業局長** 前回と比べますと、新しいやつが現在のところではございません。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法及び修正案の動議の提

出方法等について協議。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 平成22年第1回議会乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案を別紙のとおり会議規則第76条の規定により提出いたします。修正案を皆さま方にお配りいたしますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

○**當山真市委員長** 平成22年第1回議会乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例に対しては、照屋大河委員外1名から別紙のとおり修正案が提出されております。

なお、修正案は、お手元に配付してあるとおりであります。

よってこの際、本修正案を議題として、提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** それでは、本修正案を提出する理由について述べたいと思います。

平成22年第1回議会乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例については、沖縄県総合運動公園の補助競技場において、新たに共用利用という区分を設け、児童・生徒から1人1回につき20円を徴収するものとしておりますが、当該条例によりますと、児童・生徒とは幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者と定義されており、その中には幼児を含んでおります。

また、幼児とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者と定められております。

このように、共用利用という新たな区分を設け、20円といえども幼い子供からも一律に利用料金を徴収することについて、果たして県民から理解が得られるのかどうか、非常に疑問が残るところであります。

県によると、運用上、見学や付き添いの場合、また保育園等での利用の場合は、利用料金は免除しており、これまでも陸上競技場においては、幼児からの料金は徴収していないのが実情であると説明しております。

そういうことであれば、幼児からは利用料金を徴収しないことを明確にすることによって、県民の理解を得るべきだと考えますので、児童・生徒から幼児を除くことを明記して修正するものであります。

また、附則第1項における施行期日についても、所要の修正を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○**當山真市委員長** 以上で、照屋大河委員の修正案の提案理由の説明は終わりました。

これより、平成22年第1回議会乙第22号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、平成22年第1回議会乙第22号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、平成22年第1回議会乙第22号議案の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この問題は、平成22年第1回議会で提起して、今回、幼児からは料金は徴収しないという面では前進ですけれども、ただ基本的に今回の議案そのものが一沖縄県総合運動公園は多くの県民が運動する機会を保障することによってつくられたにもかかわらず、先ほどの私の質疑でも明らかになったように、できるだけ締め出す、運動させないという問題がやはり含まれているので、これについてはやはり問題があるということで、本体も含めてこれには賛成できません。

○**當山真市委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、平成22年第1回議会乙第22号議案を採決いたします。

まず、本案に対して照屋大河委員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當山眞市委員長** 挙手多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當山眞市委員長** 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、乙第17号議案の議決議案1件を採決いたします。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 結論を言えば、可決することには賛成いたします。御承知のように、我が党はこの問題について、これまでも県の大型公共工事において談合があるということで県議会で追求してまいりましたし、それで、公正取引委員会でもそういう結果になって、結局は談合によって不当利得があって、県民に損害を与えているということについては、やはりそれについては必要な措置をとるべきだということで、それを免除してくれということについては、一貫

して反対してまいりました。しかし今回、各委員の努力もありましたし、それからマスコミでも談合賠償40億円云々として、県民に説明ができるのかといういろいろありましたけれども、この間の努力で賠償金10%の支払いであったものが、結果は事業者のほうからは3%に、県からは5%という経緯もあって、私どもが非常に懸念したのは、この問題をどうするのかということで、先ほど私は質疑しましたけれども、やはり基本的には社団法人沖縄県建設業協会の皆さん方が、県経済で果たしている役割は大きいので、これをきちんと踏まえた上で、今後、建設業者の皆さん方にも談合という不正なことについては、やはり手を染めないという体制もとるという県の確約もありましたし、それから国との関係においても、国庫補助金の返還要求についてもほぼ解決するという話もありましたし、特に私は去る2月定例会で、裁判の調停も申し立てられていて和解するというのであれば、これは特別に反対する理由はなくなるということも申し上げておりましたので、今回、関係者の努力で一応は調停成立の見込みがあるということも出てまいりましたので、先ほど大分激論はしましたけれども、各委員ともそれであれば、この際きちんと違約金の問題については、社団法人沖縄県建設業協会も襟を正していくという決意もあることだし、激励の意味も含めて、これはやはり早目に解決したほうがいいと。しかも今、建設業界の利益率、利潤率というものはかなり落ち込んでいて、体力的にも非常に弱っているという状況の中で、やはり県議会としては、建設業界のためにも国の公共工事県内におろせとか、そういったことでいろいろな形で応援をしていくべきであろうということもありましたので、これについてはお騒がせいたしましたけれども、賛成いたします。

○**當山眞市委員長** お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案は可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情62件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し入れたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市